

飯香岡八幡宮由緒本記

市原市八幡・市川本店文書

元文3年（1738）＝飯香岡八幡宮由緒本記写本（一部欠落）

市原市八幡・飯香岡八幡宮文書

元禄10年（1697）＝飯香岡八幡宮由緒本記（部分）

宝暦12年（1762）＝飯香岡八幡宮御伝記

調査者＝市原の古文書研究会

秋葉 平、上田洋子、佐野 彪、高澤恒子、山岸弘明

協力＝市川本店、飯香岡八幡宮

平成19年5月版

注意事項

- ①本版は本会が編纂を進める『市原の古文書研究』の未定稿です。原文は古語、祝詞、誤字、当て字が多く難解のため、検討用資料として仮まとめしました。
- ②「由緒本記」は飯香岡八幡宮の「原本」が所在不明のため神社保管の一部「写し」を参考史料として併記しました。また、一部は「市原市史」などで補完しました。
- ③随時追加、修正し、まとめ直すことがあります。

参考＝①市川本店蔵書、②飯香岡八幡宮蔵書。八幡宮蔵書は原本は所在不明。表紙、裏表紙と本文一部をコピー所蔵。



① 市川本店蔵書

市川本店蔵書八幡宮関係文書＝元禄10年（1697）、元文3年（1738）写本
飯香岡八幡宮由緒本記

上麻惣社飯香岡八幡宮由緒本記

（本文）……

……

……

……

堅 帳

それ飯香岡御宮古語伝記に曰（いわ）く、上麻（総）という国号を発するその根元をここに顯（あらわ）す。

そもそも皇國は天照皇太神（あまでらすおおみかみ）の御国にして天下安國と

平らけく所、知らしめす時、國中に荒振（あらぶる）神など皇太神の御意に叶わず賜（たま）うて天の岩戸（いわさき）にて天

まうは六合（りくごう）の内常闇（とこやみ）と成り諸（もろ）の神など神集（かんつどい）に集いたまひ、神議に議（はかり）給（たま）うて天の岩戸の廣前（ひろさき）にて天の御神樂を奏で奉る。八たの鏡、八坂の曲（玉か）、青幣、白幣、大麻など

上麻惣社・飯香岡八幡宮由緒本記

夫飯香岡御宮古語傳記 亦曰上麻止云國号キ發留其根元キ茲ル顯須

柳皇國者 天照皇太神能御國キ志且天下安國止

平モ久所知食時國中キ荒振神等

不叶賜天磐戸キ隱座賜者六合之内常闇止成諸

神等神集キ集賜神議キ議給且天磐戸廣前キ至天

② 飯香岡八幡宮由緒本記

岩戸乃廣業銹調備立被清女天神波天磐戸押
閣天八重雲乎伊豆千別尔千別三天磐座乎放出生賜

其大麻者能上麻系利何國上利生出志互觀處座時

天照皇太神者右乃大麻乎觀覽座互勅宣曰

奉利止宣布由三生出志所互勝麻止号須止云云

又其時天兒屋根命太玉命猶悅賜互此大麻者勝志麻

奉利止宣布由三生出志所互勝麻止号須止云云

上麻乃國上号須止云云

其後飯香岡止号須留根元者

人皇十二代景行天皇御宇日本武尊東夷御征伐乃時

上麻乃國尔御降臨座互當御影山尔御着陳被爲有則

小高岡尔爲上給互四方乃景色乎上覽被爲草所至互

勝景無雙乃靈地尔三海面漂々上志互靜浪乃音鼓乃

聲乎發松風森深止互琴乃音乎起互遠々止志互武

藏相模駿河乃富士筑波乃山陰海水乎魚岸乎踊景

也有尊是乎御覽被爲在猶御感悅斜良時刻乎移

達公下依官人守固飯乎調奉互尊殊外御

岩戸の広前に鏃（かざり）調え備えて祓い清め、天津神（あまつかみ）は天の岩戸を押し開き天の八重雲を伊豆の千別に千別て天の岩座を放り出したまう。この時、天照皇太神は右の大麻を觀覽ましまして勅宣にいわく、その大麻はよき上麻なり、何（いづ）國より生まれ出しと觀慮します時に天津神は東なる國より生まれ出しと返言申しき、而（しこうして）これより上総の國と号すと云々（うんぬん）。またその時、天兒屋根命（あまのこやねのみこと）、太玉命（おおたまのみこと）猶（なお）悦（よろこび）たまいて、この大麻は勝（まさ）れ）し麻なりと宣（のたま）う。よりて生まれ出し所を勝麻と号すとうんぬん。

その後飯香岡と号する根元は人皇十二代景行天皇御宇（ぎょうう）日本武尊（やまとたけるのみこと）東夷御征伐の時、上総国に御降臨ましまして当御影山に御着陳（陣）あらせらる。則（すなわち）小高き岡に上がらせたもうて四方（よも）景色を上覽あらせらる所、いたつて勝景無双の靈地にて、海面漂々として静浪の音鼓の声を発し、松風森深として琴の音を起こし、遙々として武藏、相模、駿河の富士、筑波の山陰、海水に浮かぶ魚、岸に踊る景

色有り、尊（みこと）これを御覽あらせられ、なお御感懶斜めならず、良き時刻を移したまうに、これにより官人など酒飯を調え進め奉れば尊ことのほか御

悦賜互宣入飯乃香至極宣志止宿互依互此勝地乎

飯香岡可謂止宣布是互利飯香岡止号須共以前者

御影山郷止号須則產神乃社有之祭神者

大日靈貴尊伊弉諾尊伊弉冉尊三柱乃太神御鎮座互

靈地也然留尔人皇四十代天武天皇乃御勅願尔依

互八幡宮御勅請志奉従是鄉名乎八幡郷少身須

柳八幡太神波人皇十六代譽田天皇止奉祝皇后三

韓御凱陳志賜布則丁亥年筑前國宇美宮尔互御降誕

座天大和國輕島乃明乃宮御坐天天下所知食賜

市事四十一年御寄一百十一歲庚午二月十五日明乃

宮尔互神去賜布翌未乃年河内國長野山う御陵尔奉

神祭其後人皇三十代欽明天皇二十世仰年此所

患始女也八幡三所乃御宗廟御宮殿御創立被爲有則譽田八幡宮是也

欽明天皇三十二辛卯二月十日癸卯乃日豊前國菱形
池の辺にて御託宣あらせられたまうによりて

岩戸乃廣業銹調備立被清女天神波天磐戸押

上麻乃國上号須止云云

其後飯香岡止号須留根元者

人皇十二代景行天皇御宇日本武尊東夷御征伐乃時

上麻乃國尔御降臨座互當御影山尔御着陳被爲有則

小高岡尔爲上給互四方乃景色乎上覽被爲草所至互

勝景無雙乃靈地尔三海面漂々上志互靜浪乃音鼓乃

聲乎發松風森深止互琴乃音乎起互遠々止志互武

藏相模駿河乃富士筑波乃山陰海水乎魚岸乎踊景

也有尊是乎御覽被爲在猶御感懶斜良時刻乎移

達公下依官人守固飯乎調奉互尊殊外御

その後飯香岡と号する根元は人皇十二代景行天皇御宇（ぎょうう）日本武尊（やまとたけるのみこと）東夷御征伐の時、

上総国に御降臨ましまして当御影山に御着陳（陣）あらせらる。則（すなわち）

小高き岡に上がらせたもうて四方（よも）景色を上覽あらせらる所、いたつて

勝景無双の靈地にて、海面漂々として静浪の音鼓の

声を発し、松風森深として琴の音を起こし、遙々として武

藏、相模、駿河の富士、筑波の山陰、海水に浮かぶ魚、岸に踊

る景

色有り、尊（みこと）これを御覽あらせられ、なお御感懶斜めならず、良き時刻を移したまうに、これにより官人など酒飯を調え進め奉れば尊ことのほか御

人皇三十二代敏達天皇乃勅詔乎筑前國宇流宮
御創立被爲有此所則 譽田天皇御降誕方靈地宇

流八幡宮是也

抑當宮者 人皇四十代天武天皇 能勅願不依至白鳳
四年勅使櫻町中納言菅原中務少輔兩卿御下向被爲
右兵飯香岡乃清地乎御撰有新尔宮殿御創立被爲
有速尔奉勅請一國惣社飯香岡八幡太神宮也從是入

幡鄉止号須地名乎飯香岡止奉祿則御勅請記左尔記
須

上麻國市原莊八幡鄉飯香岡

八幡太神宮 御勅請記

人皇四十代天武天皇 詔吉乎以豆飯香岡尔奉鎮座
神皇靈波 天皇十六代譽田天皇譽田別尊登奉祿天
八幡大神登 李祝崇 欽明天皇三十二辛卯年爲本朝

安國鎮護能豐前國菱形池乃邊尔如免也神明能巧
德乎顯志給帝因氏白鳳四己亥年仕皇太神能尊告尔
爲朝廷寶位舞動武運延長國家安泰五穀成統乃
被爲在 勅願則 天皇詔吉乎以豆清淨之地乎擇
定上麻乃國飯香岡能下津磐根尔宮柱太敷立知
中殿尔譽田別尊左殿尔息長帶姬尊右殿玉依姫尊
三柱能皇太神美頭乃御舍尔奉鎮座志關東第一神宗
廟一國總司社八幡本宮登奉祿 勅使從三位櫻町中
納言李滿卿御幣奉使從四位菅原中務少輔時春卿兩
鄉御下向被爲有吉日良辰(りょうしん)を擇定、謹み畏

鄉御下向被爲有吉日良辰(りょうしん)を擇定謹美畏夫奉勅請記
八幡三所乃御宗廟一國總社八幡太神宮是也

白鳳四年三月十五日 敬白

詔旨 日

天皇大詔吉乎以上麻國飯香岡能下津磐根尔祿辭
竟奉八幡大神能太神示申給有入太神能仕乞給
新木官起大神御裝束後清め持

人皇三十一（三十）代敏達（びたつ）天皇の勅詔をもって筑前國宇美宮

御創立あらせられ、この所すなわち譽田天皇御降誕の靈地宇
美八幡宮これなり。

そもそも當宮は人皇四十代天武天皇の勅願によりて白鳳
四年、勅使櫻町中納言、菅原中務少輔兩卿御下向あらせられ
て飯香岡の清地を御選びありて、新たに宮殿御創立あらせられ
速やかに勅請奉り、一國總社、飯香岡八幡太神宮なり。これよ
り八幡鄉と号す。地名を飯香岡と称し奉る。すなわち「御勅請記」
左に記す。

上總國市原莊（庄）八幡鄉飯香岡

八幡太神宮 御勅請記

人皇四十代天武天皇の詔旨をもって飯香岡に鎮座奉る
神皇靈は、人皇十六（十五）代譽田（ほんだ）天皇、譽田別尊
(わけのみこと)と称し奉りて
八幡大神と祝い崇（あがめ）奉る。欽明天皇三十二辛卯年本朝

天皇が詔旨をもつて上總の國飯香岡の下津磐根に称辞（となえ
ごと）おえ奉る八幡太神の太前に申し給わく、太神の任じ乞い
給うに、
新たに宮柱太しく立て神宝、御裝束を鎊（かざり）調（ととの
え）備えて祓い清めん持

詔旨（に）いわく

中殿に譽田別尊、左殿に息長帶姫尊（おきながたらしひめのみ
こと）、右殿に玉依姫尊（たまよりひめのみこと）
三柱の皇太神美頭の御舍（みや）に鎮座奉りし、關東第一の宗
廟一國總司社八幡本宮と称し奉る。勅使從三位櫻町中
納言季滿卿御幣使い奉り、從四位菅原中務少輔時春卿兩
卿御下向あらせられ、吉日良辰（りょうしん）を擇定、謹み畏
(かしこ)み勅請し奉り、
八幡三所の御宗廟一國總社八幡太神宮これなり。

白鳳四年三月十五日 敬白

太神乎天地日月止共堅磐乎平モ久安先人御坐座志
未此止教代止進給布命乎從三位中納言季滿從四位
中務少輔時春爲使乎進祭奉流此狀乎平モ久安シ久
聞食給旨入上申寄

白鳳四年三月十五日

詔旨曰

天皇我詔旨及祇畏裁八幡太神無大前乎申給者久
欽明天皇乃時始光乎神明無德乎顯給布禮代乃大幣
帛乎令發進免吉日良辰乎擇定乎從三位中納言季滿
從四位中務少輔時春爲使乎御幣帛乎令捧持乎進給
而御命乎申給者入止申
辭別亦申給者入八幡太神無以冥助乎此狀乎平モ久
安モ久聞食給天皇我朝廷寶位無動入常磐堅磐乎夜
乃守日乃守護幸賜比正直乎武運延長乎護恤給付
止畏羨美毛無詔者入止申

白鳳四年三月十五日

宣命曰

陽之體天地勢也以天地之勢爲體故陽能明也陽之性
天地命也以天地之命爲性故陽能事正陽勢天力也以
天地之力爲勢故陽能養物陽之命天地性也以天地爲
命故陽能壽長陽之力天地體也以天地之體爲力故陽
能健也陽之力通大勢以天地之體爲力故能万物有力

也於呼陽德矣哉
神生其中

天神天皇神波元来不隱給元来不顯給顯人
隱座須神代波人代隱余理人代波神乃代乃
顯奈理人波顯三神乎暗乎神波隱立人乎明
須大元尊神此座仁降臨萬歲々々

白鳳四年三月十五日

詔旨（に）いわく
天皇が詔旨と掛けかしこき八幡太神の大前に申したまわく。
欽明天皇の時はじめて神明の徳をあらわしたまう。礼代の大幣
はくを発進せしめ、吉日良辰を撰定して、從三位中納言季満、
從四位中務少輔時春使いとして御幣はくを捧（奉か）持せしめ
て進めたまう。御命を申したまわくと申す。
辞別に申したまわく八幡太神の冥助をもつて、この状を平らげ
く安らげく聞こしめして、天皇が朝廷宝位ゆるぎなく、常磐かき
わに夜
の守り、日の守護幸いたまいて正直に武運延長に護りうれえた
まえと
畏（かしこ）みかしこみも申したまわくと申す。

宣命（に）いわく
陽（よう）の体（てい）は天地の勢（せい）なり、天地の勢を
もつて体となす、ゆえに陽よく明なり、陽の性
天地の命なり。天地の命をもつて性となす、ゆえに陽よきこと
正に陽勢天力なり、
天地の力をもつて勢となす、ゆえに陽よく物を養う、陽の命は
天地の性なり、天地をもつて
命となす、ゆえに陽よく寿長なり、陽の力は天地の体なり、天
地の体をもつて力となす、ゆえに陽
よく健なり、陽の力は火勢を通す、天地の体をもつて力となす、
ゆえによく万物の力あるもの
なり、ああ陽徳かな
神はその中に生まれる。

天神天皇神は元来隠れたまわず、元来顯（あらわ）れたまわず、
人にあらわれ
隠れおわす、神代は人代隠るより、人代は神の代の
あらわれなり、人はあらわれて神を暗くし、神は隠れて人を明
らかに
す、大元尊神この座に降臨す、万歳、万歳。

白鳳四年三月十五日

惠雲院関白御判

日本武尊

左相殿 仲哀天皇

經津主命

左殿 息長帶姫

中殿 贈田天皇

右殿 玉依比咩

猿田彦命
寛平六甲寅年御託宣
依主青野原奉御雷宮神
相殿主承御遷座被爲有

天德日尊

右相殿 住吉太神

事代主神

伊弉諾尊

御影社祭神三座 大日靈尊

伊弉冉尊

若宮社祭神

菟道皇子

仁德天皇

久禮比咩

宇禮比咩

高良社祭神

豐玉彦命

豊玉姫命

塙土老翁命

武甕槌命

武内大臣

大己貴命

左殿 息長帶姫

中殿 贈田天皇

右殿 玉依姬

日本武尊
仲哀天皇
經津主命 (ふつぬしのみこと)

天穗日尊 (あめのほひのみこと)

青野ヶ原より當宮御相殿に
永久御遷座あらせらる

住吉大神 (すみのみえおおかみ)

事代主神 (ことしろぬしのかみ)

伊弉諾尊
大日靈尊

伊弉冉尊

若宮社祭神

菟道皇子

仁德天皇

久禮姫 (くれひめ)

宇礼姫 (うれひめ)

高良社祭神

豐玉彦命

塙土老翁命 (しおつちのおきなのみこと)

武甕槌命 (たけみかずちのみこと)

高良社祭神

豊玉姫命

塙土老翁命 (かんみむすびのみこと)

天御中主命 (あめのみなかぬしのみこと)

高良社祭神

武内大臣 (たけしおおおみ)

大己貴命 (おおなむちのみこと)

高良社祭神

豊玉彦命

塙土老翁命 (たかみむすびのみこと)

天御中主命 (たかみむすびのみこと)

高良社祭神

武内大臣 (たかみむすびのみこと)

大己貴命 (おおなむちのみこと)

天神社祭神

祐皇產靈尊

天御中主尊

高良產靈尊

高原道真公

神皇產靈尊 (かんみむすびのみこと)

天御中主命 (あめのみなかぬしのみこと)

高良產靈尊 (たかみむすびのみこと)

高良產靈尊 (かんみむすびのみこと)

天御中主命 (たかみむすびのみこと)

高良產靈尊 (たかみむすびのみこと)

高良產靈尊 (たかみむすびのみこと)

高良產靈尊 (たかみむすびのみこと)

高良產靈尊 (たかみむすびのみこと)

高良產靈尊 (たかみむすびのみこと)

高良產靈尊 (たかみむすびのみこと)

天神社祭神

祐皇產靈尊

天御中主尊

高良產靈尊

高良產靈尊

高良產靈尊

祝詞

右五社者攝社也

祝詞 (のりと)

天皇が御命をもつて鎮 (しづま) りまします恐 (かしこ) き八

幡太神の大前に

白 (もうさ) く、皇太神の乞賜の任せに千早ぶる八幡の郷、飯

香岡の

下津磐根に宮柱太しく立て、高天原に千木高くして天の御

影、日の御影と定め奉りて貢がる神宝、御弓、御太刀、御鏡、

御鉾 (ほこ) 、

御楯、御馬、御鈴引き並べて備え奉る、御服は明多 (さわ) に

閉じ、照さわに閉じ、和さわに閉じ、荒さわに任せ奉りて四方 (よも) の國の進

めらる御調 (みつき) の荷前に

取り並べて御酒は□の上高知□の腹満つ並べて山野物は甘

康保四卯年二月御神託によりて

御本宮より御遷座あらせらる

高良道真公

菜辛菜與都
菜邊津藻菜青海原物波幡能廣物幡
能狹物雜々物乎如横山能置高成獻流宇豆能大幣
帛乎足幣帛至平入安々所聞食登皇太神乎祢詩竟奉
流登白須如此仕奉乎依玉皇御孫能命能御世平入足
御世乎長能御世乎齋此奉流常磐堅磐乎幸開奉利
參集仕奉流王等臣等百能宦人等天下公民乎至滿
乎安久樂入天皇我朝廷乎伊加志夜具波江能如久立
榮志未賜登祢詩竟奉良久登白須

神功徳白

柳八幡太神波人皇十六代譽田天皇止奉祢御父君波
成務天皇乃皇子仲哀天皇足仲彦尊止奉祢御母君波
開化天皇四世乃孫息長帶姬尊止奉祢譽田皇子皇后
乃御胎中尔御座至滿時尔辛巳年九列乃逆賊乎平し
三韓乎平定志賜北天速小御凱陳志賜乎則丁亥年御
歸朝被爲有時同年十二月十四日丁亥日筑前國筑田
乃御宇添う宮乎御降誕天譽田皇子止奉祢則譽

神功徳(に)いわく

そもそも八幡太神は人皇十六代譽田天皇と称し奉る。御父君は成務天皇の皇子仲哀天皇、足仲彦尊(たらしなかつひこのみこと)と称し奉る。御母君は

開化天皇四世の孫、息長帶姫尊と称え奉る、譽田皇子、皇后の御胎中に御座まします時に、辛巳年九州の逆賊を平らげ

三韓を平定したまいて速やかに御凱陣したまう。すなわち丁亥年御

帰朝あらせられ、時に同年十二月十四日丁亥日、筑前國筑田

年御

之

ち

譽

天下諸臣、黎(れい)民に至るまで尊敬奉り、神光万国に曜(かがやか)したまう。よりて

事実に天照皇太神の御正統におわす。天津日祚を代々の天皇神孫に永く伝えたまう神明冥助(みょうじょ)を仰ぎ奉るべし、天地に

経緯たる本朝文武の太祖の太神におわして天理自然によりて心正し身を修め、五倫五常を明らかにして家を齊(いつき)国家

を長く治める。天下平らなることをわが国に教え、なお錦綾を織り始め

れい民を教え施したまう太神におわす、天地におわす所、万民を温(うるお)し

たまう。ゆえにわが国、生人貴賤を分かたず、ただ歴に仰せ尊び奉る。その御神

徳のありがたくめでたきこと筆紙に尽くしがたく、これにより世々天皇御勅願

厚く、ことに天皇がため朝廷宝位ゆるぎなく、天下泰平、武運延長、

田天皇譽田別尊止奉祢亦毛畏幾天照皇太神乃御統
乃太神小座須無御神徳コ御光無墨御座至給市依三
天下諸臣黎民尔至滿三奉尊敬神光萬國尔曜志給市
事實尔天照皇太神乃御正統尔座至天津日祚辛代々
乃天皇神孫尔永入傳給布神明冥助乎可奉仰天地尔
經緯乎自本朝文武乃太祖乃太神尔座至天理自然尔
依互心正志身乎脩克五倫五常乎明尔志至家齊國家
乎長久治天下平成事乎我國尔教尚錦綾乎織始免
黎民乎教施給布太神尔座至地尔所在万民乎溫志
御神徳也

皇親比太神百人里十四代足仲彦天皇后小仲哀天
皇足仲彦尊止奉祢日本武尊第二皇子景行天皇乃
御孫也御母君者人皇十一代垂仁天皇御皇女兩道

菜、辛菜、奥つも采、辺津も采、青海原の物の幡(ひれ)の広
きもの、ひれの狭きもの、雜々ものを横山のことく置き高なりて献(たてま
つ)る、宇豆の大幣

はくを幣はくと足(たり)、平らげく安らげくところ聞こしめ
すと皇太神をとなえごとおえ奉

御世(みよ)平らげくたり
御世に、手長の御世に齊(いわ)い奉る常磐(ときわ)かきわ
に幸開ざし奉り

参り集いて仕え奉る王等臣等百の官人等、天下公民に至るまで安らげく楽しく天皇が朝廷にいかしやく波えのごとく立ち
ると白(申)す、かくのごとく仕え奉るによりて皇御孫の命の榮えしめたまえととなえごとおえ奉らぐと申す

入比賣尊（ふたじのいりひめ）と称え奉る。成務天皇十九己丑

年、仲哀天皇御降誕
あらせられ、御玉体最も晃（神）々しく御丈一丈におわします。

神明英

勇の太神なり。成務天皇皇子御座ましまさず、よりて四十八年

春三月朔日（ついたち）、仲哀天皇を立て皇太子としたまう。

壬申年

正月十一日、御即位あらせられ近江国志賀に都を立て、これを

高穴穗宮（たかあなほのみや）と号し奉る。仲哀天皇二年癸酉

角鹿に幸（みゆき）したまい、すなわち行（かり）宮を立てて

御座まします。この所を筈飯（けひ）の

宮と号す。同九年庚辰年九州の賊徒熊襲（くまそ）征伐に幸あ

らせられ、

同年二月六日、筑前国香椎（かしい）の宮にて神去（かんざり）

門乃國豊浦郡豊浦宮尔奉神事（は）は宮是也天下知食給

事九年御壽五十三歲也其后人皇三十四代推古天

皇御宇仲哀天皇乃御神靈御託宣被爲有尔依

九列（くまそ）賊徒熊襲征伐尔辛被爲

有同年二月六日筑前國香椎（かしい）宮尔神去賜（けひ）長

神明英武（ひじりのきみ）太神也

皇親息長帝姫尊（ひめ）人皇九代開化天皇四世（ひめ）御孫息

長宿（おきなが）御母君（おきながのすくね）葛城高額姫（かづら）奉称成務天皇四十年

庚戌年皇后御降誕（こうじゆ）給（け）御歲二十四歲（まつとせ）時夫（め）君

古天

皇御宇（みやび）仲哀天皇の御神靈（みやび）御託宣（みやび）あらせられるによりて越前

國角鹿天筒（あまづつ）峰に鎮座（しんざ）奉り氣比（けい）太神と尊び

敬い奉る、鎮國

神明英武の太神なり。

皇親息長帝姫尊（ひめ）人皇九代開化天皇四世（ひめ）御孫息
長宿（おきなが）御母君（おきながのすくね）葛城高額姫（かづら）奉称成務天皇四十年
庚戌年（こうじゆ）皇后御降誕（こうじゆ）給（け）御歲二十四歲（まつとせ）時夫（め）君
古天

庚戌年、皇后御降誕したまう御年二十四才の時、夫の君

敬い奉る、鎮國

神明英武の太神なり。

仲哀天皇香椎宮にて神去りたまうこと深くお歎（嘆）きあら
せられたまいて、

ただ顧みるに太神の教えにしたがいたまいて財塞（さい）の国

を求めるんと欲（おもお）す。その時

九州の賊徒熊襲（くまそ）を討ちたまう。また、時日を経ずし

て自（おの）ずから服（まつろ）いぬ。

荷持田（のとりた）村に羽白熊鷺（はしろくまわし）

賊あり、皇后この徒を討ち亡（ぼろ）ばさんと欲す。よりて筑

前國層増岐野（そそきの）に兵を擧げて羽白熊鷺をたやすく

討ちたまう。日をへてすでに對馬國に至る。すなわち荒魂（あ

らみたま）を差し招いて軍の先鋒（さき）とし、和魂（にきみ

たま）を請（ね）ぎて王船（みふね）鎮めんとして冬十月三日、

陽侯（うみのかみ）浪を上げ、海中の大魚ごとく浮かび出

船を差し挾（はさ）み、順風（おいかけ）帆を起こし吹きて浪

にしたがいてかじ楫（かい）を労（いたつ）かず、忽（たちま

ち新羅（しらぎ）國中に及ぶ、これ天神（あまつかみ）、地祇

（くにつかみ）、海神ことごとく皇后に助力したまうことか。

皇后すでに新羅國に至るを知る。諸軍に詔旨して責（攻）め立

て、新羅王懼（おそれ）恐れ詮（せん）すべきを知らず、諸人

集いていわく、新羅國を開き立てしより已（以）來、海水（う

しお）の國中に登ることわれ未だ聞かず、若（けだし）天運尽

きて國すでに海に成らんかというも終わらず、もはや縹緲（い

くさぶね）海上に満々として旌旗（はた）日に輝き、鼓吹（つ

づみふえ）の声を起こして山川ことごとく震え動かし、新羅王

日本（やまと）ありという。また聖王（ひじりのきみ）天皇と

いう。必ずその國の神兵ならんと懼（おそれ）恐れ自ら囚（と
らわれ）とな

至國籍乎封豆王船う前尔降豆従今以後長入乾坤止
共尔伏豆日本々飼部止成每年男女乃貢物乎貢止誓

志豆梳鞭貢乎止女豆波天神地祇共尔罪余比賜止申

時徒兵等新羅王乎殺車止奏皇后宣入始免神教尔隨

正尔財塞乃國乎授利又三軍乎号令志豆自服者勿殺

事止宣布即其結繩乎解豆銅部止志豆終尔其國中尔

入賜豆財豆府庫乎封乎印文乎取豆則神后豆御脣乎

以新羅王乎門尔立豆後世乎印止志給其御房今尔不

失志豆新羅王乎門尔立被置志也既尔三韓平乎賜乎

正に財宝の國を授(さずか)り、また三軍に号令して由ラ服す

時に兵などより新羅王を殺さんと奏す、皇后のたまわく、始め

神の教(みこと)にしたがい、

正に財宝の國を授(さずか)り、また三軍に号令して由ラ服す

に罪ないたまえと申す。

時に兵などより新羅王を殺さんと奏す、皇后のたまわく、始め

神の教(みこと)にしたがい、

正に財宝の國を授(さずか)り、また三軍に号令して由ラ服す

るは殺す

ことなかれとのたまう。すなわち結(ゆわい)繩を解きて銅部

(みまかい)として終(つい)にその國中に

男女(おとこおみな)の貢き物を貢(たてまつ)ると誓

して梳(はたけ)鞭の貢を止めなば天神、地祇(くにつかみ)

をもつて新羅王の門に立て後世の印としたまう、その御矛いま

に失わづ

して新羅王の門に立て置かれしなり。すでに三韓平らげたま

て大矢田宿称(おおやたのすくね)に命じて新羅国に止めおき鎮

三韓乎令爲下知耳

皇后御仁慮誠尔神明英武乃御神德備利給乎靈驗不

測乃太神也

大和國磐余尔都乎作賜乎是乎稚櫻宮止号皇后六十

九己巳年四月十七日稚櫻宮尔乎神去賜乎天下乎納

免賜乎事六十九年御壽一百十二歲尔御坐乎冬十月

十五日狹城盾列乎陵尔神祭奉此日追尊志豆神奇息

長帶比賣專止奉崇又譽田天皇本朝文武太祖乃太神

產志給乎則御產湯乎被爲賜乎清淨乃水乎御撰賜

玉依比賣尊波海神乃御女尔志豆人皇乃始神武天皇

乃御母神尔座豆尊支太神也皇后三韓御征伐乃時海

中王船守護神止成賜皇后御凱陳坐乎其年十二月十四

日丁亥日尔筑前乎國蚊田村尔御產舍殿乎宮鷦鷯乃

羽乎以葺合御產殿乎被爲入賜豆容易譽田皇子御安

産志給乎則御產湯乎被爲賜乎清淨乃水乎御撰賜

玉依比賣尊波海神乃御女尔志豆人皇乃始神武天皇

乃御母神尔座豆尊支太神也皇后三韓御征伐乃時海

中王船守護神止成賜皇后御凱陳坐乎其年十二月十四

日丁亥日尔筑前乎國蚊田村尔御產舍殿乎宮鷦鷯乃

羽乎以葺合御產殿乎被爲入賜豆容易譽田皇子御安

りて國籍(しるしへふみた)を封じて王船の前に降(くだり)
て今より以後、長く乾坤(あめつち)とともに伏(したが)いて日本の銅部(みまかい)と成り、毎年
男女(おとこおみな)の貢き物を貢(たてまつ)ると誓
して梳(はたけ)鞭の貢を止めなば天神、地祇(くにつかみ)
をもつて新羅王の門に立て後世の印としたまう、その御矛いま
に失わづ

して新羅王の門に立て置かれしなり。すでに三韓平らげたま
て大矢田宿称(おおやたのすくね)に命じて新羅国に止めおき鎮
守府將軍として三韓を下知せしめおわんぬ。
皇后御仁慮誠に神明英武の御神德備わりたまう。靈驗不測の太
神なり。

大和國磐余(いわれ)に都を作りたまう。これを稚櫻宮(わか
さくらのみや)と号す。皇后六十
九己(日本書記丁)丑年四月十七日稚櫻宮にて神去りたまう。
天下を治
めたまうこと六十九年、御年一百十二才におわします。冬十月
十五日狹城盾波(さきのたなみ)の陵に神祭(かんまつり)
奉り、この日追尊して神奇息
長帶比賣尊と崇め奉る。また譽田天皇本朝文武太祖の太神

に御座まします。これすなわち、陰陽一大極の理に従い、同一
社に御鎮
座、文武合一の御神德莫大なること筆紙につくしがたき御神徳
なり。

玉依比売尊は海神の御女(むすめ)にして、人皇のはじめ神武
天皇の御母神におわしまして尊き太神なり。皇后三韓御征伐の時海
中王船(みふね)守護神と成り賜う。皇后御凱陣おわしましそ
の年十二月十四日
丁亥日に筑前の國蚊田村に御產舍殿を當み、ろじ(鷦鷯)の
羽をもつて葺き合い御產殿に入らせられ賜いて、容易に譽田皇
子御安
産し給う。すなわち御產湯を口せられ賜うに、清淨の水を御選
び賜う
に辺りに清水これなく、しかるに老女一人来たり臨み奏じてい
わく、これより東南
にあたり高山あり、その嶺に清淨の清水これあり、これすなわ
ち皇子(みこ)の御
產湯に用え給え、と教え賜う。よりてかの処の清水くみ取り、
御產湯
に御用い給う、これ御笠郡竈門山なり、この山の嶺に玉依姫尊
鎮座おわします。すなわち御產舍殿の守護神とならせられ賜う。
これにより后(きさき)に
竈門山に祭神奉り、左殿に息長帶姫尊、右殿に八幡太
神を鎮座奉り、また御產湯を進じ奉り宮女は湯の方殿と
称し奉りて宇美宮末社に祝祭、この宇美宮は譽田天皇御降誕の
靈地なり。よりて人皇三十一(三十)代敏達天皇の勅願にて

宮殿御創立被爲右則中殿八幡太神左殿ル息長帶姫
尊玉依姫尊右殿ル住吉太神太祖權現奉勧請也。

宮殿御創立あらせられ、すなわち中殿八幡太神、左殿に息長帶姫、玉依姫尊、右殿に住吉（すみのえ）太神、大祖權現勧請奉るなり。

皇后三韓御征伐ヲ時御助力ノ太神ヲ中ニ顯賜ビ三
武内宿ル命ヲ宣告被爲有給太神ル百則

神風伊勢國百傳度逢縣持鈴五十鈴宮ル居撞賢木殿
之御魂天疎向津媛命 是者廣田大明神荒祭宮止同

休則

天照皇太神也

又顯座神者幡袴穗出吾也ス尾田吾田節之淡郡ル居

又顯座神者幡袴穗出吾也ス尾田吾田節之淡郡ル居

阿波國阿波郡健布都神 是者武鹿越命也

又顯座神者於日向國橋ヲ小門ヲ水底所底而永兼雜

之出居神名表筒男中筒男底筒神

是者住吉大明神也

又皇后三韓御征伐ヲ時御神誓ヲ御神者筑紫高津奉

尔天降座大水神二神則

大倉主神菟夫羅比賣神ヲ二神降臨ニ靈地也

皇后三韓御征伐の時、御助力の太神の中に顯れたまいて武内宿ル命ヲ宣告あらせられたまう。太神にはすなわち

神風伊勢國百傳度逢縣持鈴（ももづたうわたらいのあがたのさくすす）五十鈴（いすず）宮に居す。撞賢木殿

之御魂天疎向津媛命（つきさかきいつのみたまあまさかるむか

つひめのみこと）これは廣田大明神、荒祭宮と同

休（体か）、すなわち天照皇太神なり。

また顯わします神は幡袴穗（はたすすきほ）に出し吾なり。

尾田吾田節之淡郡（おだのあがたふしのあわのこおり）においである阿波國阿波郡健布都神（たけふつかみ）これは武鹿植

命（たけみかづちのみこと）なり。

また顯わします神は天代に、虛（そら）に事代玉籤入彦嚴（ことしろたまくしいりびこいつ）の事代主（ことしろむし）

命（たけみかづちのみこと）なり。

また顯わします神は日向國の橋の小門（おど）の水底（み

なそこ）にいて水葉（みなは）も稚（わかやか）

の出いる神、名は表筒男（うわづつのお）、中筒男（なかづつ

のお）、底筒男（そこづつのお）、

これは住吉大明神なり。

また皇后三韓御征伐の時、御神誓の御神は筑紫高津峰に天降

（あまくだり）まします大水神（おおみかみ）二神、すなわち

大倉主神、菟夫羅比賣神（うぶらひめのかみ）の二神、降臨の

靈地なり。

當宮者 人皇四十四代天武天皇ヲ御勅願ル志ミ大宮

柱太敷ミ天奉勸請御勅使奉幣帛一國惣鎮守

八幡太神宮止奉祐靈驗日々新ル志ミ上朝廷下萬民

尔至迄悉久奉尊敬則當宮神家ヲ革奉蒙 勅子累代

奉仕宦又宮殿社格相定神田領拾貳町御寄附被爲右

者也

當宮は人皇四十四代天武天皇の御勅願にして大宮柱太しく立て勸請奉り、御勅使幣はく奉り、一國惣鎮守、

八幡太神宮と称し奉り、靈驗日々新たにして上は朝廷、下は万に至るまでことごとく尊敬奉り、すなわち當宮神家の輩（ともがら）勅をこうむり奉り累代

仕官奉り、また宮殿、社格相定め神田領十二町御寄付あらせらるものなり。

人皇四十四代孝謙天皇御宇、靈龜二丙辰年勅宣ル依
て上總國の内四郡を分け、安房國と割り分け置き、その時國史記す。

清人、當宮御祈願速やかに靈驗によりて報賽（ほうさい）のため御劍一振り

神納奉るものなり。

人皇四十六代孝謙天皇御宇、天平勝寶元己丑年、
當宮殿御造營被爲右

人皇四十六代孝謙天皇御宇天平勝寶元己丑年、
當宮殿御造營被爲右

人皇勅詔率以五 譲田天皇子應神天皇登

御謚乎奉尊敬則八幡太神乃御事也。

皇親息長帶姫尊乎神巧皇后登御謚乎奉尊敬聖母太

神又者杳推大明神登毛奉称

徒是后八幡太神乎應神天皇奉称御母神乎神巧皇

后止奉称也

御謚（おくりな）を尊び敬い奉る。すなわち八幡太神の御事なり。

皇親息長帶姫尊を神功（じんぐう）皇后と御おくりなを尊び敬い奉る。聖母太

神または香椎（かしい）大明神とも称し奉る。

これより後、八幡太神を應神天皇と称し奉り、御母神を神功皇后

后と称し奉るなり。

人皇五十四代仁明天皇御宇承和七庚申年七月
八幡郷^カ浦海上夜毎^カ光明輝事不尋常里人大^カ懼

恐奇異乃思^カ成若神明^カ崇^カ可有哉止^カ恭敬當社
於^カ祈願有之氏子乃者共信心不怠七日滿留其夜
海上乃光速^カ消然尔又不思儀成武郷内青野^カ原尔
光輝事頻利奈理諸人是^カ見^カ猶驚漸々海水引退
曉頃爾郷人集比^カ其所^カ望美到理奴礼者忽然止志
豆光消奴不測成武御龜高乃御神面御威徳寂晃々敷
弥高^カ御座堅^カ礼者里人共大^カ怪牛所虛空^カ聲者
主神告尔曰我者是皇基守護神船玉命也汝等古風神
酉骨度逢^カ折鈴五十鈴^カ宮^カ參籠^カ時誓言結^カ成志

人皇五十四代仁明天皇御宇承和七庚申年七月、
八幡郷の浦、海上夜ごとに光明輝くこと尋常ならず里人大いに

懼（おそれ）
恐れ奇異の思いをなし、もし神明の祟りをもあるべきやと恐れ

敬い当社において祈願これあり、氏子の者ども信心怠らず、七日満るそ

の夜
海上の光り速やかに消え、しかるにまた不思議なるかな、郷内

青野が原に
光り輝くことしきりなり、諸人これをみてなお驚き漸々（よう

よう）海水引き退き、

曉ころに郷（さと）人集いてその所に望み到りぬれば忽（こつ）

然とし
て光り消えぬ。不測なるかな御鼻高の御神面、御威徳もつとも

光々しく、

いよいよ高に御座ましましければ、里人ども大いに怪しむところ、虚空（こくう）に声あり

て神告にいわく。われはこれ皇基守護神船玉命（ふなたまのみこと）なり。なんじら古（いにしえ）風神、

百伝度逢（ももづたうわたらい）の折鈴（さくすず）五十鈴の

宮に参籠の時誓い結びを成し、

焉國家海陸守護之今茲^カ漂着須速^カ可爲進祭止雲
爾^カ晉^カ聞^カ礼者里人共大^カ忍敬忽知當社江注進有
之早速神宦乃者奉守護國守日高^カ及注進國守今晚
靈夢乎蒙志^カ符合須依^カ國守^カ御寄附^カ則青野
ヶ原尔一社乎造立志速爾奉鎮座猿田彦大神是也神
變不測乃太神可奉尊敬神靈也

人皇五十四代仁明天皇承和十癸亥年三月從四位勘
解由長宦御勅使御下向被^カ有

天皇朝廷爲令寶位無動國安太平之御勅願奉幣帛乎
一社一同抽猜祈奉祈誓者也

人皇五十七代陽成院元慶二戊戌年十二月尤ニ日擅
日官^カ三御託宣被^カ有尊告曰新羅之虜船欲向我國
尔宜爲之備吉御託宣也因茲從五位上刑部太輔弘道、
被遣御勅使伊勢太神宮^カ奉始諸列入幡太神宮^カ御
冥助加護祈^カ御勅願被^カ有依^カ於當宮尔新羅虜
公達^カ太^カ平^カ作悠久御祈禱丹誠にぬきんで修行せしむ

一社一同精祈にぬきんで祈誓奉るものなり。

人皇五十七代陽成院元慶二戊戌年十二月二十二日擅
日官にて御託宣あらせられ、尊告げて曰く、新羅の虜船わが国
に向わんと欲するに、よろしくこのため備えべき旨御託宣なり。
ちなみにここに從五位上刑部太輔弘道、

御勅使遣わされ、伊勢太神宮を始め奉り諸州八幡太神宮の御
冥助、加護、祈精の御勅願あらせられ、よりて當宮において新

羅虜船降伏、天下泰平、宝祚悠久御祈禱丹誠にぬきんで修行せしむ
るものなり。

翌元慶三己亥年御冥助爲報賽宮殿御造營尚泰平之
祈可抽之旨被爲仰附者也

御神告尔由互御遷座

人皇五十八代宇多天皇御宇寛平六甲寅年當鄉青野
ケ原尔奉鎮座所乃御神靈神膚キ不叶給御託宣被爲
在宣告尔曰吾者是神風伊勢國百傳鈴五十鈴乃川上
尔生坐猿田彦太神也國家安泰五穀豐饒恩魔降伏乃
爲茲尔顯留此地狹志速尔太神乃廣前尔可有遷座止
宣布由立命乃仕乞賜尔早速飯香岡御遷座被爲右
則八幡宮御相殿尔奉鎮座猿田彦太神也則神代乃
御面相乎奉移天兒屋根命乃御真作尔座須止云云
附其昔當郡乃人百傳度逢縣乃振御影詣乃時都波
岐乃社乃御神御神告被爲右處不測成哉其夜御鼻
高乃御神面故有三度逢乃海中尔入止見患加忽知
浪中尔隱座互不顯賜里人等帰國乃后當鄉青野ケ

原宗光上原賜御靈驗不測乃御神舟也

翌元慶三己亥年、御冥助報さいとして宮殿御造營、なお泰平の
精祈これをぬきんずべき旨仰せ付けなさるものなり。

御神告によりて御遷座

人皇五十八（九）代宇多天皇御宇、寛平六甲寅年當鄉青野
が原に鎮座奉るところの御神靈、神慮を叶い給わず、御託宣
あらせられ宣告にいわく、われはこれ神風、伊勢國百傳鈴、五
十鈴の川上
に生まれます猿田彦太神なり、國家安泰、五穀豐饒、惡魔
降伏の
ためここに顯る、この地狭し速やかに太神の廣前に遷座あるべ
しと
のたまう、よりて命の任に乞いたまうに、早速飯香岡へ御遷座
あらせられ、
すなわち八幡宮御相殿に遷座奉る猿田彦太神なり。すなわち神
代の
御面相に移し奉る。天兒屋根命の御真作にましますとうんぬん。
附（つけたり）その昔、当郷の人百傳度逢県の振御影詣の時、
都波
岐（つばき）の社の御神、御神告あらせらるところ、不測な
るかなその夜御鼻
高の御神面ゆえありて度逢（わたらい）の海中に入ると見え
しがたちまち
浪中に隠れまして顯れ賜わざ里人ら帰國の後、當郷青野
が
原に光り生まれましまし賜う、靈驗不測の御神体なり。

人皇六十二代村上天皇御宇康保三寅年二月當浦海
上俄爾覆曇風雨頻尔起立此時獵船周章驟小船乃者
共元船一艘尔乘移利漁夫等二十八人乃者共艤械押
立逃退車止欲途乎失比難風乃中尔漂流志山海乃見
分無更逆浪既尔船中尔溢入人命危可度午段盡是一
心不乱尔當宮八幡太神乎奉祈所神明不測乃御冥助
船中尔放光賜布忝毛天神乃御姿爲赫奕止顯賜互御
神告被爲有吾社者築紫尔生坐萱家乃神靈也年曆海
中尔漂事久志時成哉汝等薄命乎投车タ女今茲尔現
也速尔大宮惠迁座可有止御託宣也依之魚夫等太尔
悦奉感并所不測成哉忽知風雨晴渡不思モ

八幡宮鳥居前尔着船須漁夫等奉恐敬早速神官馳着
御神体乎奉拜見尔御姿弥高尔座速尔宮殿江奉遷座
志

其后康保四卯年二月御神託被爲右尔由互天神社御
相殿尔奉鎮座天神宮是也神明不測乃御神像可尊敬
太神也

人皇六十二代村上天皇御宇、康保三寅年二月、當浦海
上俄（にわか）に曇り覆い、風雨しきりに起こり立ち、この時
猶（漁）船周章（あわて）騒ぎ、小船の者
ども元船一艘に乗り移り漁夫ら二十八人の者ども艤機（ろかい）
押し
立て逃げ退かんと欲し、途（みち）を失い難風の中に漂流し山
海の見
分けさらになし。逆浪すでに船中に溢れ入り人命危うく凌ぐべ
き手段つきはて、一
心不乱に當宮八幡太神を祈り奉るところ、神明不測の御冥助
(みょうじよ)
船中に光り放ちたまう。かたじけなくも天神の御姿赫奕（かく
えき）として顯わたまいて御
神告あらせられる、わが社は筑紫に生まします萱家の神靈なり、
年曆海
中に漂うこと久し、時成りしやなんじら薄命を救わんため今こ
こに現（あらわる）
なり、速やかに大宮へ遷座あるべしと御託宣なり、これにより
漁夫ら大いに
悦び感じ拝し奉りしころ、不測なるやたちまち風雨晴れ渡り
思わずも
八幡宮鳥居前に着船す、漁夫ら恐れ敬い奉り早速神官はせ着き
御神体を拝見奉るに、御姿はいよいよ高にましまし速やかに宮
殿へ遷座し奉る。
その後康保四卯年二月、御神託あらせらるに由て天神社御
相殿に鎮座し奉る天神宮これなり、神明不測の御神像尊び敬う
べき太神なり。

因尔曰人皇六十六代醍醐天皇延喜二戌年二月壹
原道真公故有三築紫江御配遷被爲成賜而依三
其汚穢子爲拂牛御自身子御像子御真作被爲有
則身拔志且海中尔御流賜而止云云

人皇六十六代一條院御宇寛弘四丁未年上總國守鎮
守府將軍根津守源朝臣賴光公御鷹狩被爲有時前夜
飯香岡八幡宮乃靈夢御告子依之國主別御堅固
爾倍從御出立被爲有市原庄廣野子御通行被爲成處
徒從御出立被爲有市原庄廣野子御通行被爲成處

賊徒乃長止云者大將子奉討草牟羅子忍隱居待
伏居所江御通行被爲有依三鬼賊飛挾里欲討奉辛止
然所從兵勇士乃面々折重利輒久鬼賊子討亡志速尔
御危難半被免給布事偏尔八幡宮子御冥助被爲有所
也因茲早速爲報賊御太刀一振り神納者也

同五申年三月當社御信厚依三爲武運長久之御祈
誓援奪宮殿御造營被爲有御寄進者也

神事式例

如此御神慮日々新尔志天御神光四方尔曜志給依

例式乃御祭禮嚴重尔奉修行殊尔

天皇朝廷寶位無動天下泰平御武運延長國家安全五

穀豐饒異秋降伏之御祈禱抽丹誠執行有之又月々乃

行事多入雖有之先丸子記須

正月元日与利五日迎御膳者朝夕饌夕白饌子備神酒

日々尔奉捧御神樂祝子修行音樂子奉奏同五日朝御

田打御種蒔乃神事於神前宣人乃者共行事式有之

互御種子蒔其叔種子氏子又者近鄉群集志三拾取

種尔灾是乎苗代尔蒔者苗尔虫不生依之諸人尊敬志

三項戴之須但修行式別傳志有之

同七日人日乃祭祀七種乃御粥神酒奉備御神樂祝子

修行有之

同十四日夜焚火乃神事御神樂音樂奉奏氏子群集請

中乃者御神酒頂戴之

同十五日御筒粥乃神事有之於神前一年四季風雨

ちなみにいわく、人皇六十六代醍醐天皇、延喜二戌年二月壹
原道真公ゆえありて筑紫へ御配遷成らせられたまう、よりて
その汚穢（おわい）を払わんため御自身を御像に御真作あら
せらる。
すなわち身祓いして海中に御流れたまうとうんぬん。

人皇六十六代一条院御宇、寛弘四丁未年上總國守鎮
守府將軍、根津守源朝臣賴光公御鷹狩りあらせらる時、前夜
飯香岡八幡宮の靈夢御告げをこうむり、これにより國主別して
御堅固に陪從御出立あらせられ、市原庄広野を御通行成らせらるとい
る。

賊徒の長という者、大將を討ち奉らんと草むらに忍び隠れおり
待ち伏せおる所へ御通行あらせられ、よりて鬼賊飛びかかり討ち奉
らんと欲す。

しかるところ從兵勇士の面々折り重なりたやすく鬼賊を討ち亡
ぼし、速やかに御危難を免れたまうこと、ひとえに八幡宮の御冥助あらせらる
ところ

なり。よってここに早速報さいのため御太刀一振り神納奉るも
のなり。

同五申年三月當社御信厚くよりて、武運長久の御祈
誓報さいのため宮殿御造營、御寄進あらせらるものなり。

神事式例

かくのごとく御神慮日々新たにして、御神光四方に曜（かがや
か）し給う。よりて

例式の御祭禮嚴重に修行奉る。ことに

天皇朝廷宝位ゆるぎなく、天下泰平、御武運延長、國家安全、

穀豐饒、異敵降伏の御祈禱丹誠に抽（ぬきんで）執り行いこれ

あり、また月々の

行事多くこれあるといえども、まずおよそを記す。

正月元日より五日まで御膳は朝玄饌（せん）、夕白せんを備え、
神酒

日々に捧げ奉り、御神樂、祝子（はぶりこ）修行、音樂を奏で

奉る。同五日朝御

田打ち御種蒔（まき）の神事、神前において官人の者ども行事

式これあり

て御種をまく。その初（もみ）種を氏子または近郷の群集して

種に交ぜ、これを苗代にまけば苗に虫生ぜず、これにより諸人
尊敬し

てこれを頂戴す。ただし修行式別伝に記しこれあり。

同七日、人日の祭祀、七種の御粥（かゆ）、神酒備え奉り、御
神樂、はぶり子

五穀豊凶世乃中吉凶等奉同定必其靈驗有之依互遠
近乃村々代子群集志互辨見之須神酒御粥キ備御神

樂祝子音樂子奏御祓修行有之

二月朔日祈年乃神事御供神酒奉備御神樂祝子修行

同月初卯乃日祭祀是者八幡太神始女三神明乃德

乎顯志給布日也大麻一前大幣帛一前紳一下本奉備御

供者朝氣夕氣御膳神酒奉捧御神樂祝子修行并同日

新嘗乃祭祀修行有之神領乃鄉村氏子奉利御供神酒

種々乃物乎奉捧末乃上刻御神樂祝子修行次尔小

牛鞆尔豆祝詞歌修行有之音樂子奏次尔御祓終行終

且一同御神酒須戴須

同月十五日八幡太神乃御忌日乃神事御膳御神酒

奉備御神樂祝子音樂奉奏小牛鞆尔豆祝詞歌奏御祓

修行有之

三月三日上巳乃神事御供神酒奉備御神樂祝子修行

三月十五日定例大祭尔豆十四日奉幣神事御神樂祝

子修行有之牛乃下刻奉利流鎬馬乃神事有之

牛鞆尔豆祝詞歌修行次尔大麻一前紳一下本

五穀豊凶、世の中吉凶など伺い奉る。定めて必ずその靈験これあり、よりて遠近の村々氏子群集してこれを拝見す。神酒、おかゆを備え、御神樂、はふり子音樂を奏じ御祓い修行これあり。

二月朔日、祈年の神事、御供え、神酒備え奉り、御神樂、はふり子修行。

同月初卯の日祭祀、これは八幡太神始めて神明の徳を頤したまう日なり。大麻一前、大幣はく一前、紳一と本（ひともと）備え奉り、御

供えは朝げ、夕げ御膳、神酒捧げ奉る。御神樂、はふり子修行ならびに同日新嘗（にいなめ）の祭祀修行これあり、神領の郷村氏子より御

供え神酒、種々の物を捧げ奉る。未の上刻より御神樂、はふり子修行、次に小手鼓にて祝詞歌修行これあり、音樂を奏し次に御祓い修行、終わりて

一同御神酒を頂戴す。

同月十五日、八幡太神の御忌日の神事、御膳、御神酒

備え奉る。御神樂、はふり子音樂奏し奉り、小手鼓にて祝詞歌奏し御祓い

修行これあり。

三月三日、上巳（じょうし）の神事、御供え神酒備え奉る。御

神樂、はふり子修行。

三月十五日、定例大祭にて十四日奉幣神事、御神樂、はふり

子修行おわりて午の下刻より流鏞馬（やぶさめ）の神事これあり。

十五日は早朝御神樂、はふり子修行、次に大麻一前、紳一と本、

修業これあり。

祓修行早ノ事行有之

高月十七日新寧乃神事氏子キリ新成物ヲ奉獻御神供神酒奉備御神樂祝子終行有之

六月晦日名越乃祭事御供神酒奉備神前廣底立萱貴之輪立置參集乃者其中守通遠近乃村々神領并代子群集志三難秋江姓名子記於神前立安全乃加持執行或別傳尔記從夫海上江乘船志三右難秋子身曾岐波志至海中江流志遣利尚於神前小音樂子奏御神樂修行天下泰平御武運長久國家安全五穀成就乃御祈

六月晦日名越乃祭事御供神酒奉備神前廣底立萱貴之輪立置參集乃者其中守通遠近乃村々神領并代子群集志三難秋江姓名子記於神前立安全乃加持執行或別傳尔記從夫海上江乘船志三右難秋子身曾岐波志至海中江流志遣利尚於神前小音樂子奏御神樂修行天下泰平御武運長久國家安全五穀成就乃御祈

禱執行有之但閏月有時者閏月晦日尔行事
七月七日御膳神酒奉備音樂御神樂祝子終行有之
其夜午利十三日乃夜近七日乃内氏子近鄉乃男
女御宮前乃廣底尔群集志三數法底止号志異辨
乃神踊有之

七月十五日中元祈年穀奉幣神事御膳神酒奉備御神樂祝子音樂子奏太鼓終行有之

同月元一日北計星乃祭祀御神供神酒子奉備御神樂祝子終行有之此夜海中龍燈神前昇昇

祓い修行して、午の下刻よりやぶさめ修行これあり。

六月十七日、にいなめの神事、氏子より新成物を献じ奉り、御神供え、神酒備え奉る、御神樂、はぶり子修行これあり。

六月晦日（みそか）、名越の祭事、御供え神酒備え奉り、神前廣底（庭か）菅貫の輪立て置き、參集の者、その中を通る。遠近の村々、神領ならびに氏子

群集して雛（ひな）形へ姓名を記す。神前において安全の加持式別伝に記す。それより海上へ乗船して右ひな形を身曾岐（みそぎ）祓い

して海中へ流しやり、なお神前において音樂を奏じ御神樂修行、天下泰平、御武運長久、国家安全、五穀成就の御祈執り行なう。

七月七日、御膳、神酒備え奉り、音樂、御神樂、はぶり子修行これあり。

その夜より十三日の夜まで七日の内、氏子、近郷の男女の神踊りこれあり。

七月十五日、中元祈年穀奉幣の神事、御膳、神酒備え奉り、御神樂、はぶり子音樂を奏で太祓い修行これあり。

同月二十二日、北斗星の祭祀、御神供（ぐんぐ）、神酒を備え奉り、御神樂、はぶり子修行これあり、この夜海中龍燈神前に昇る。

八月十五日大祭乃神事依之十三日御神輿神前尔出御直幣乃神事御神幣御神輿光御遷座有之

十四日賦幣乃神事早朝奉幣帛御供神酒奉備音樂子奏御神樂祝子終行此夜賦幣修行御神樂奏太鼓執行十五日早朝奉利音樂舞奏次尔未乃刻尔至御神輿海面尔幸御此時神主社家裝束子改馬乘尔互供奉額又氏子乃者清淨成者子擇定白張馬帽子尔互御神輿一社尔附十六人完尔互守押供奉須倍従乃者波音樂子奏村役人者衣服子改敬固爲致朝廷幸行乃如靜篠尔守護須御旅所鳥居尔互宦人御神酒備奉幣帛乎太鼓祝詞天皇朝廷寶位興動天下泰平御武運長久國家安全五穀豐饒異敵降伏之御祈禱修行早御神輿如例音樂子奏靜尔還御被爲有御宮殿尔納早互音樂子奏志御神樂祝子終行太鼓執行終互村役人并信従乃者神酒頂戴之實尔嚴重之祭禮也

十六日自己上刻奉利流鎬馬乃神事執行有之未乃刻尔

音楽を奏で村役人は衣服を改め敬固致させ、朝廷幸行（みゆき）のごとく静謐（せいしつ）に守護す。御旅所鳥居にて官人御神酒備え、御武運長久、國家安全、五穀豐饒、異敵降伏の御祈とう修行終わる。御みこし例のことく音樂を奏で静かに還御あらせられ、御宮殿に納め終わって音樂を奏じ、御神樂、はぶり子修行、太祓執行終わりて村役人ならび陪従の者神酒これを頂戴、実に嚴重の祭礼なり。

十六日巳上刻よりやぶさめの神事執行これあり、未の刻に

至音樂奉委御祓修行平上海邊尔出立放生會執行者

之式法別傳尔記須

九月九日神功皇后乃祭日乃神事御膳神酒奉備御神

樂祝子音樂奉奏太拔終行有之

九月十三日住吉乃神事御供神酒奉備御神樂祝子修

行有之

十一月初卯乃神事新掌祭祀御膳神酒種々物奉備

又氏子者共新成物萬物乎調奉捧早朝御神樂祝子執

行音樂奉奏太拔終行未刻尔至新掌祭執行先神前尔

行有之

備置處り大麻一前大幣帛一前紳一木鏡乎附一番尔

尚大拍子太鼓笛尔三神主社家供奉浪宮殿乎三爻廻

互右内備物元り如人神前備置神主社家御祓終行

半豆氏子者共御神酒頃戴之

俗尔此祭祀乎米重之祭止云

十二月十四日八幡太神乃御誕生會ノ祭祀御膳神

酒種々物奉備御神樂祝子音樂奉奏太拔終行

十二月晦日年越乃神事御供神酒種々物奉備御

神樂祝子音樂奉奏太拔終行年起乃行事別傳尔有之

至り音樂を奏で、御祓い修行終わりて海辺に出で放生會執行これあり、式法別伝に記す。

九月九日、神功皇后の祭日の神事、御膳、神酒、備え奉り、御神樂、はぶり子音樂を奏で奉り、太祓修行これあり。

九月十三日、住吉の神事、御供え神酒備え奉り、御神樂、はぶり子執

行、音樂奏で奉り、太祓執行、未の刻に至りにいなめ祭執行。

まず神前に

備え置くところの大麻一前、大幣はく一前、紳」と本鏡を付け

一番に

出、大拍子、太鼓、笛にて神主、社家供奉す。宮殿を三べん廻

り、また氏子の者ども新たなる万物を調べ捧げ奉り、早朝御神樂、

はぶり子執

行、音樂奏で奉り、太祓執行、未の刻に至りにいなめ祭執行。

人皇八代高倉院安元二丙申年

十葉从平常胤當宮御祈願所レ被爲成依之御神領
御寄シテ被爲右則其御文言シテ左シテ

八幡宮領 寄附

上總國市原郡領内十町石之事

永不可有相違者武運長久子孫繁昌旨趣

弥抽丹誠可令祈精之狀仍如件

安元二丙申年七月日十葉从平常胤御判

安元二丙申年七月日 千葉介平常胤御判

神主

神主
社衆中

右御領知之内御寄進被爲右依立御領内レ北計臺止
謂所者則北極星祭所也於當宮レ每年七月元二日北
計星祭古未有之其夜海中レ利龍燈當神前レ昇

右御領地の内御寄進あらせられ、よりて御領内に北計（斗）台
いう所あり、すなわち北極星祭る所なり。當宮において毎年七月
月二十二日、北
斗星祭祀古來これあり、その夜海中より龍燈當神前に昇る。

人皇八代高倉院安元二丙申年、
千葉介平常胤當宮御祈願所になされ、これにより御神領

御付あらせられすなわちその御文言にいわく、左に

八幡宮領 寄付

上總國市原郡領内十町石のこと

永く相違あるべからざるもの、武運長久、子孫繁昌の旨趣
いよいよ丹誠にぬまんで祈精せしむべきの状、よってくだん
のごとし。

安元二丙申年七月日十葉从平常胤御判

安元二丙申年七月日 千葉介平常胤御判

神主

社家中

右御領知之内御寄進被爲右依立御領内レ北計臺止
謂所者則北極星祭所也於當宮レ每年七月元二日北
計星祭古未有之其夜海中レ利龍燈當神前レ昇

其後治承四庚子年八月右兵衛佐源頼朝卿義兵シテ舉
三百余騎シテ石橋山江御陳シテ備然處シテ平家シテ一族
大庭平太景親保野五良景久曾我太良祐信梶原平三
景時等押寄シテ既シテ及合戰シテ源頼朝卿勝利シテ失敗北
須依立佐々木四良高綱主シテ身代シテ三斬シテ土肥シテ揭
山シテ伏木シテ窟シテ隱孔賜シテ御危難シテ道賜シテ説七騎シテ
至真鶴シテ崎シテ利桑松志シテ安房國シテ者船シテ其面シテ尔
首太將頼朝卿土肥次良實平同息太良遠平足立藤九良

その後治承四庚子年八月、右兵衛佐源頼朝卿義兵シテ舉
三百余騎シテ石橋山江御陳シテ備然處シテ平家シテ一族
大庭平太景親、保野五良景久、曾我太良祐信、梶原平三
景時等押し寄せ来たり、すでに合戦におよび源頼朝卿勝利を失
し敗北

す。よりて佐々木四良高綱、主の身代わりして漸々（せんせん）
土肥の杉山の伏木の窟み隠れたまいて御危難を逃れたまう。わずか七騎シテ
にて真鶴が崎より乗船して安房国に着船す。その面々に
は大将頼朝卿、土肥次良実平、同息太良遠平、安達藤九

其後治承四庚子年八月右兵衛佐源頼朝卿義兵シテ舉
三百余騎シテ石橋山江御陳シテ備然處シテ平家シテ一族
大庭平太景親保野五良景久曾我太良祐信梶原平三
景時等押寄シテ既シテ及合戰シテ源頼朝卿勝利シテ失敗北
須依立佐々木四良高綱主シテ身代シテ三斬シテ土肥シテ揭
山シテ伏木シテ窟シテ隱孔賜シテ御危難シテ道賜シテ説七騎シテ
至真鶴シテ崎シテ利桑松志シテ安房國シテ者船シテ其面シテ尔
首太將頼朝卿土肥次良實平同息太良遠平足立藤九良

成長新聞元亨院武士屋三良宗達岡崎三良義寧
從七騎シテ上總國水主八幡鄉飯多園シテ到着頗然尔
當社八幡大神宮シテ源家年額神シテ御座空由
源頼朝卿深久御信仰被爲左御祭其趣願文曰
有哉陳シテ於莊十一郡之シテ爲御供田奉寄進シテ有也
頼文神前裏差上御祈福被爲所早速御冥助神明
不測之靈創立シテ急知當社シテ境内松柏生茂樹木シテ
空間シテ利無事御驗數方シテ並勢海中シテ利顯見多里
章軍船一時シテ引退依立源家シテ危難速シテ遁シテ賜シテ是
則八幡大神宮シテ御加護不シテ人シテ所シテ也依之誦兵士奉
感特頼朝卿大シテ得力シテ喜悅シテ斜當社シテ御止宿シテ被爲
左使足立藤九良盛長シテ以千葉从常制方シテ並勢多
足使節シテ早速十葉シテ五千餘騎シテ著シテ列陣身方シテ諸
軍勢追シテ馳集而シテ者三浦和田毛島山シテ象臣シテ除
追シテ數多馳屬シテ大將御悅在シテ則神前御證文一通
八幡宮シテ境內影字里數方シテ大軍旗馬印風シテ翻

良盛長新開荒治良忠武土屋三良宗遠岡崎三良義實
主從七騎尔上總國尔至八幡鄉飯ヶ岡尔到着（頃然
爾當社八幡太神宮旨累代源家の守護神尔御座至
申三賴朝卿深く御信仰被爲在御祈誓其趣願文曰
賴朝雖爲源家將種未開天運帝賴太神之加護早速於
凱陳者於八莊十一郡之内爲御供田止奉寄進者也止

願文神刑差上御祈誓被爲右早速御冥助神明不測
之靈劍在之忽知當社の境内松柏生茂り樹木空間
占理旗馬印駿數万の軍勢海中モ利顯見多理此時
奉寄進者也

良盛長、新開荒治郎忠武、土屋三良宗遠、岡島三良義實
主從七騎にて上總國に至り八幡鄉飯ヶ岡に到着す。かかる
に当社、八幡太神は累代源家の守護神に御座ましまし
申して賴朝卿深く御信仰あらせられ御祈誓その趣、願文にいわ
く。

賴朝源家の将種たりといえどもいまだ天運開かず、太神の加護
希（こいねが）い賴む。早速
凱陣においては八莊十一郡の内において御供田として寄進奉る
ものなりと。

願文神前へ差し上げ御祈誓あらせられ早速御冥助、神明不測
の靈験これあり、たちまち当社の境内松柏生茂り、樹木の空
間より旗馬印夥（おびただ）しき数万の軍勢海中より頭（あらわ
れ）みたり、このとき

平家軍兵賴朝卿乃御跡モ奉慕五數万の軍兵船當
浦海に押寄永船中モ利磯邊遙尔見渡者八幡宮の境
内山影モ利數万の軍旗馬印風モ飄志其弊潔久見
志如者平家の軍兵是乎見立大黒周章車船一時尔
引退依立源家モ危難速尔道孔賜旨是則八幡太神宮
乃加護不及人力所也依之諸兵士奉感拜賴朝卿大尔
得力モ喜悦不斜當社尔御止宿被爲在則足立藤九
良盛長手以十葉外常胤方江軍勢及催促使節尔早速
十葉从五十餘騎尔三看到身方モ諸軍勢追々馳集

内山影より数万の大軍旗馬印風にひるがえし、その勢い潔く見
え
平家の軍兵賴朝卿の御跡を慕い奉りて数万の軍兵船當
浦海に押し寄せ来たり船中より磯辺はるかに逃れたまうはこれすなわ
ち八幡太神宮
内山影より數万の大軍旗馬印風にひるがえし、その勢い潔く見
え
しかば平家の軍兵これをみて大いに周章異にし、軍船一時に
引き退く、よりて源家の危難速やかに逃れたまうはこれすなわ
ち八幡太神宮
の加護、人力の及ばざる所なり。これにより諸兵士感拜し奉り、
賴朝卿大いに
力を得、喜悦斜めならず、当社に御止宿あらせられすなわち足
立藤九
良盛長をもって千葉介常胤方へ軍勢催促の使節に及び、早速
千葉介五千余騎にて着到す。身方の諸軍勢追々馳せ集まり

面々尔者三浦和田并畠山の家臣其餘追々數多馳居
大將御悅在上則神刑差御証文一通神納被爲右徒火
武列隅田川の邊御陳備被爲立其地口モ神主社家
供奉（頃然）御証文モ御文言左尔

賴朝雖爲源家將種未開天運希賴

太神之加護早速於凱陳者八莊十一郡

之内爲御供田百五十町歩永奉寄進者也

治承四子年九月日御判

八幡鄉

八幡宮

神主

社家中

←考

飯香岡八幡宮藏書

（参考）飯香岡八幡宮藏書

面々には三浦、和田ならびに畠山の家臣その余、追々あまた馳
せ屬し
大將御悦びありてすなわち神前へ御証文一通神納あらせられ、
それより
武州隅田川の辺りに御陣備え立たせられ、その地まで神主、社
家供奉す。すなわち御証文の御文言左に。
賴朝源家の将種たりといえどもいまだ天運開かず、
太神の加護を希（こいねが）い賴み、早速凱陣においては八
莊十一郡

の内御供田として百五十町歩永く寄進奉るものなり。

治承四子年九月日御判

八幡鄉、八幡宮、神主、社家中

神納被爲右徒火武列隅田川の邊御陳備被爲立其地
口モ神主社家供奉（頃然）御証文モ御文言左に。
丹精にぬきんで祈願せしむるの條、なお当社の冥助靈験のた
め、よつてここに上

総国八莊十一郡の内御供田として百五十町歩、永
寄進奉るものなり。

治承四子年九月日

右兵衛佐源賴朝御判

今度爲平家追討及合戰雖爲源家武將
未聞天運早速可有凱陳之旨趣一社一同抽
丹精令祈願祭當社爲冥助靈験因蓋上
總國八莊十一郡之内爲御供田百五十町歩水
奉寄進者也

八幡鄉
八幡宮
神主
社家中

右之通御墨附頂戴仕領知之分追至御沙汰可有之旨
被仰渡候者也

右のとおり御墨付き頂戴仕り、領知（地）の分、追って御沙汰
これあるべき旨
仰せ渡され候ものなり。

上總國市原郡八幡鄉飯香岡八幡宮領

同國八庄十一郡の内村々の内歩畝分

市原郡市原庄八幡鄉之内十二町菊麻郡内八町市原
村内五町府中内六町郡元村内七町村上村内六町惣
社村内五町山水村内五町大廐村内五町神崎村内五

市原郡市東庄相（宗）角村の内五町八反、馬（番）場村の内五

町二反、山辺郡神房村の内五町、宮谷村の内五町、

夷隅郡伊保田庄葛藤村の内五町、筒森村の内五町五反、

同郡夷北庄荻原村の内五町二反、今関村の内五町、

夷隅郡南夷南庄江渡村の内五町、石神村の内五町、

夷隅郡荒田野庄國府台の内五町八反、荒田野四町五反

夷隅郡伊保田庄葛藤村の内五町、筒森村の内五町五反、

同郡夷北庄荻原村の内五町二反、今関村の内五町、

夷隅郡南夷南庄江渡村の内五町、石神村の内五町、

夷隅郡荒田野庄國府台の内五町八反、荒田野四町五反

夷隅郡伊保田庄葛藤村の内五町、筒森村の内五町五反、

同郡夷北庄荻原村の内五町二反、今関村の内五町、

夷隅郡南夷南庄江渡村の内五町、石神村の内五町、

夷隅郡伊保田庄葛藤村の内五町、筒森村の内五町五反、

同郡夷北庄荻原村の内五町二反、今関村の内五町、

← 飯杏岡八幡宮歲

上總國市原庄八幡鄉八幡宮、冥助により早速
凱陳一天掌握因茲爲報賽令宮殿新造立年

猶武運長久國家安泰吉抽精祈殊可專祭祀

之狀如件

建久三子年八月大納言源朝臣頼朝御判

上總國市原の庄八幡郷八幡宮、冥助により早速
凱陳一天掌握、よつてここに報さいとして宮殿を新造立せしむ。
なお武運長久、國家安泰の旨精祈にぬきんでごとにもっぱら祭
祀すべき

の状、くだんのことし。

建久三子年八月 大納言源朝臣頼朝御判

御奉行御残りあらせられて早速宮殿御造立あらせらるものなり。

御名代衆 前掃部頭 藤原朝臣親能

御奉行

左京之進 中原朝臣仲業

和田左衛門尉平朝臣義盛

御棟札の文にいわく
新造宮上棟奉る

當宮は人皇四十代天武天皇の勅詔をもつて、白鳳四
歳(年)三月新たに宮柱太しく立て、飯香岡八幡宮に千木高く
して鎮座奉る

上總國市原庄八幡郷八幡宮依冥助早速
凱陳一天掌握因茲爲報賽令宮殿新造立年

猶武運長久國家安泰吉抽精祈殊可專祭祀

之狀如件

建久三子年八月大納言源朝臣頼朝御判

御奉行御残りあらせられて早速宮殿御造立あらせらるものなり。

御名代衆 前掃部頭 藤原朝臣親能

御奉行

左京之進 中原朝臣仲業

和田左衛門尉平朝臣義盛

御棟札の文にいわく
新造宮上棟奉る

當宮は人皇四十代天武天皇の勅詔をもつて、白鳳四
歳(年)三月新たに宮柱太しく立て、飯香岡八幡宮に千木高く
して鎮座奉る

上總國市原庄八幡郷八幡宮依冥助早速
凱陳一天掌握因茲爲報賽令宮殿新造立年

猶武運長久國家安泰吉抽精祈殊可專祭祀

之狀如件

建久三子年八月大納言源朝臣頼朝御判

御奉行御残りあらせられて早速宮殿御造立あらせらるものなり。

御名代衆 前掃部頭 藤原朝臣親能

御奉行

左京之進 中原朝臣仲業

和田左衛門尉平朝臣義盛

御棟札の文にいわく
新造宮上棟奉る

當宮は人皇四十代天武天皇の勅詔をもつて、白鳳四
歳(年)三月新たに宮柱太しく立て、飯香岡八幡宮に千木高く
して鎮座奉る

上總國市原庄八幡郷八幡宮依冥助早速
凱陳一天掌握因茲爲報賽令宮殿新造立年

猶武運長久國家安泰吉抽精祈殊可專祭祀

之狀如件

建久三子年八月大納言源朝臣頼朝御判

御奉行御残りあらせられて早速宮殿御造立あらせらるものなり。

御名代衆 前掃部頭 藤原朝臣親能

御奉行

左京之進 中原朝臣仲業

和田左衛門尉平朝臣義盛

御棟札の文にいわく
新造宮上棟奉る

當宮は人皇四十代天武天皇の勅詔をもつて、白鳳四
歳(年)三月新たに宮柱太しく立て、飯香岡八幡宮に千木高く
して鎮座奉る

上總國市原庄八幡郷八幡宮依冥助早速
凱陳一天掌握因茲爲報賽令宮殿新造立年

猶武運長久國家安泰吉抽精祈殊可專祭祀

之狀如件

建久三子年八月大納言源朝臣頼朝御判

御奉行御残りあらせられて早速宮殿御造立あらせらるものなり。

御名代衆 前掃部頭 藤原朝臣親能

御奉行

左京之進 中原朝臣仲業

和田左衛門尉平朝臣義盛

御棟札の文にいわく
新造宮上棟奉る

當宮は人皇四十代天武天皇の勅詔をもつて、白鳳四
歳(年)三月新たに宮柱太しく立て、飯香岡八幡宮に千木高く
して鎮座奉る

上總國市原庄八幡郷八幡宮依冥助早速
凱陳一天掌握因茲爲報賽令宮殿新造立年

猶武運長久國家安泰吉抽精祈殊可專祭祀

當宮者人皇四十代天武天皇能勅詔乎以白鳳四
歲二月新玉宮柱太敷立飯香岡尔千木高知天奉鎮座
一國宗社八幡太神宮也唯一宗源神道相傳行事
本朝文武之太祖神明英武能御神德靈驗顯陽能太神
源氏累代守護能尊神也故治承四 源家之大樹
征夷大將軍源朝臣頼朝公御信仰被爲右早速御凱陳
一天掌握御祈願成就尔由互冥助爲報賽止蒙嚴命
前掃部頭藤原親能左京進中原仲業奉行左衛門尉平
裁盛三侯抽精誠乎宮殿新造立御寄附嚴重御造營
也于時建久四年八月十五日吉日良辰擇定奉上棟矣
義盛三侯抽精誠乎宮殿新造立御寄附嚴重御造營
頭能御舍者乎置忱負命天彦狹知命之神巧尔撫奈礼
波昆虫乃災無高津神乃災無高津鳥乃災無暴風吹荒
事無猛發火乃災無玉殿安穩天地日月登共尔堅盤尔
立榮志米玉惠止称壽竟奉良久止白壽

神主姓市川氏譽田齋宮藤原義盛

當宮者人皇四十代天武天皇能勅詔乎以白鳳四
歲二月新玉宮柱太敷立飯香岡尔千木高知天奉鎮座
一國宗社八幡太神宮也唯一宗源神道相傳行事
本朝文武之太祖神明英武能御神德靈驗顯陽能太神
源氏累代守護能尊神也故治承四 源家之大樹
征夷大將軍源朝臣頼朝公御信仰被爲右早速御凱陳
一天掌握御祈願成就尔由互冥助爲報賽止蒙嚴命
前掃部頭藤原親能左京進中原仲業奉行左衛門尉平
裁盛三侯抽精誠乎宮殿新造立御寄附嚴重御造營
也于時建久四年八月十五日吉日良辰擇定奉上棟矣
義盛三侯抽精誠乎宮殿新造立御寄附嚴重御造營
頭能御舍者乎置忱負命天彦狹知命之神巧尔撫奈礼
波昆虫乃災無高津神乃災無高津鳥乃災無暴風吹荒
事無猛發火乃災無玉殿安穩天地日月登共尔堅盤尔
立榮志米玉惠止称壽竟奉良久止白壽

波昆蟲乃災無高津神乃災無高津鳥乃災無暴風吹荒

事無猶發火乃災無玉殿安德天地日月臺共玉堅壁示

立宗志米玉患止祿辭竟奉良久止白壽

神主姓市川氏晉田齋宮藤原義重

社家祠宦中

大工棟梁修理及正廣

前書之適當宮厚御信仰被爲有依立多御神領御寄附別玉宮殿嚴重玉御造立其外御室物神納被爲有則御

證文二通奉神納殊玉御神輿幸行垢離場海面除地被下置其外格式御定尚祭祀嚴重可爲執行旨被仰附者也

遷宮之祝詞

天皇我御命乎以是鎮川座須八幡太神前玉神許
息長帶姬尊玉依姬尊三柱玉皇太神乞賜能仕乎
幡鄉能下津盤根玉宮柱大敷立高天原乎千木高知
天能御謹曰能御謹登定奉是宮殿玉御座坐是安國坐
所知食夜乃守日乃守玉守護仕奉流時玉右幕能大
樹悉久皇太神能大神巧乎報賽奉利是大宮殿乎新乎
仕奉理吉日良辰乎擇定是遷座奉流此狀乎平久安久
所聞食能神司宦人等加進流神財御弓御太刀御鏡五
十鈴乎引並玉備奉流四方能國詣進流御調能荷前

↓ 飲食同ハ陰モ萬古

ば昆蟲の災いなく、高津神の災いなく、高津鳥の災いなく、暴風吹き荒れることなく、猛発火の災いなく、玉殿安穩、天地日月とともにかきわに立ちえしめたまえとたえことおえ奉らくと申す。神主姓市川氏、晉田齋宮藤原義重

前書のとおり當宮厚く御信仰あらせられよりて多く御神領御寄附して宮殿嚴重に御造立その外、御室物神納あらせられ、すなわち御証文二通神納奉り、ことに御みこし幸行垢離（こり）場海面除地下し置かれ、その外格式御定め、なお祭祀嚴重に執り行なわせべき旨仰せ付けらるものなり。

遷宮の祝詞
天皇が御命をもって鎮まります八幡太神の大前にたたえごとおえ奉る皇太神の皇親神奇、息長帶姬尊（おきながたらひめのみこと）の御胎中にござましまして戮力（りくりょく）を一心にして三韓國を吉平らげたまう。御神徳万

大工棟梁修理及正廣

前書之適當宮厚御信仰被爲有依立多御神領御寄附別玉宮殿嚴重玉御造立其外御室物神納被爲有則御

證文二通奉神納殊玉御神輿幸行垢離場海面除地被下置其外格式御定尚祭祀嚴重可爲執行旨被仰附者也

遷宮之祝詞

天皇我御命乎以是鎮川座須八幡太神前玉神許
息長帶姬尊玉依姬尊三柱玉皇太神乞賜能仕乎
幡鄉能下津盤根玉宮柱大敷立高天原乎千木高知
天能御謹曰能御謹登定奉是宮殿玉御座坐是安國坐
所知食夜乃守日乃守玉守護仕奉流時玉右幕能大
樹悉久皇太神能大神巧乎報賽奉利是大宮殿乎新乎
仕奉理吉日良辰乎擇定是遷座奉流此狀乎平久安久
所聞食能神司宦人等加進流神財御弓御太刀御鏡五
十鈴乎引並玉備奉流四方能國詣進流御調能荷前

國に曜（かがやか）したまう應神天皇の御大魂八幡太神、晉田別尊、

息長帶姬尊、玉依姬尊三柱の皇太神の乞いたまうの任に八幡鄉の下津盤根に宮柱太しく立て高天原に千木高くして天の御陰日の御陰と定め奉りて宮殿に御座ましまして安國と

所知らしめて夜の守り、日の守りに守護仕り奉る時に右幕の大樹ことごとく皇太神の大神巧を報さい奉りて大宮殿を新たに仕り奉り、吉日良辰を既定して遷座奉る。この状を平らげく安らげく

所、聞食（きこしめし）て神司、官人等加え進むる、神財、御弓、御太刀、御鏡、五十鈴を引き並べて備え奉る、四方の國の進まれる御調（みつき）の荷前

を取り並べて、御酒は□の上高くして□の腹満ち並べて、山野の物

は甘菜、辛菜、青海原の物はひれの広き物、ひれの狭き物、奥都（おくつ）藻

菜、辺津（へつづ）藻、雜々の物を横山のごとく置き高くなりて、祓い清め、持ち忌（いみ）ばりて献（たてまつ）る。宇豆の大幣はくを足幣はくと平らげく安らげく所聞こしめし

て、皇御孫の命（みこと）の御世をときわかきわに齋（いわ）い奉り、五十櫛（いそかし）

御世のたる御世に手長の御世と幸開ざし奉りて、吾嬬（あずま）の大成

天下預かりて仕り奉り、大將軍の御世長く、王など百官人など天下に至るまで安らげく樂しけく、天皇が朝廷いや高にいや廣にいかし、やくはえのごとく立ちさかえ（榮）しめたまえとたたえごと

人皇八十八代後深草院正喜二年三月當國市東庄
領主左衛門尉藤綱御祈願被為右處早速應就有之尔
依上御太刀一振奉神納尚武運長久子孫繁榮之御祈
願尔由上御拔大麻進上

蒙古國蒙艦追討之祈精

人皇九十年後宇多院御宇弘安四辛巳年五月
蒙古國蒙艦及染紫轉多浦海防禦難盡依上諸神社
患進風^ヲ祈精可抽丹誠之旨蒙勅命御執達被為在其
御文^ホ曰

蒙古兵船頻轉多及浦海軍勢為滿々難量其勢因茲邊
海防禦雖盡警戒蒙古勢氣海中為充滿
宸襟所不安庶幾以神明冥助不污神列威不損人民
國體安穩天下泰平作悠久武運延長之祈精一社

おえ奉らくと白（もう）す。

人皇八十八（九十一）代後宇多院御宇、弘安四辛巳年五月
蒙古國もうどう筑紫博多浦海に及び、防御尽しがたく、よりて
諸神社へ追風の祈精丹精にぬきんずきの旨勅命をこうむり御執達あら
せらる。その御文にいわく

蒙古兵船しきりに博多の浦海に及び、軍勢満々としてその勢い
量りがたく、よってここに辺海防禦警戒つくしがたく、蒙古、勢氣海中に充满して
宸襟（しんきん）不安のところ、庶幾（こいねがわくば）神明
冥助をもつて神州の威を汚（けがさ）ず、人民を損なわず、
國体安穩、天下泰平、宝祚悠久、武運延長の祈精、一社
匡体安穩、天下泰平、宝祚悠久、武運延長の祈精、一社

同司相^{シヤク}可^シ示知^{シテ}上總國八幡鄉八幡宮給者依
天氣上如件

弘安四年六月 左中弁光頼奉

神祇長官殿

同、丹精に抽（ぬきん）すべく、上総國八幡郷八幡宮に下知せ
しめてたまうは天氣により言上、くだんのごとし。

弘安四年六月 左中弁光頼奉る

神祇長官殿

右勅命をこうむり御執達あらせられ、よりて当社において異敵
降伏、追風の御祈とうこれあり、すなわち祈願、祝詞
神前に奉り、その文左に記す。

祝詞

慎みて請（い）う、再拝再拝、かけまくもかしこき皇国は國常
立尊（くにとこたちのみこと）、天皇の大
祖止為立給天^キ利伊^リ諾尊伊^リ諾冊尊神國^{ノミコト}主天照
皇大神^{ノミコト}生天奉立天位^{スル}即天壊窮利無八咫^{ハシマ}鏡乃
天政^{ノミコト}神知^{ノミコト}靈物^{ノミコト}八坂瓊乃天當神志^{ノミコト}靈物^{ノミコト}十
握^{ハサウエ}天威^{ノミコト}神勇^{ノミコト}金物^{ノミコト}天^{アメ}授^{スル}奉大八緣瑞朗
國^{ノミコト}手護理給^{スル}君止臣止乃道^{スル}定^{スル}女曰嗣^{ヒツギ}乃神孫常
磐堅磐^{ヒツギ}外^{スル}手利來流災無語闇志磐根樹^{ヒツギ}立草垣

磐かきわの外より来る災いなし。語問^{スル}し、磐根樹の立草の垣

孫、常

謹請再拝々^{タク}拭卷毛畏裝^{アラシ}皇國波國常立尊天皇^{アメノミコト}
大祖止為立給天^キ利伊^リ諾尊伊^リ諾冊尊神國^{ノミコト}主天照
皇大神^{ノミコト}生天奉立天位^{スル}即天壊窮利無八咫^{ハシマ}鏡乃
天政^{ノミコト}神知^{ノミコト}靈物^{ノミコト}八坂瓊乃天當神志^{ノミコト}靈物^{ノミコト}十
握^{ハサウエ}天威^{ノミコト}神勇^{ノミコト}金物^{ノミコト}天^{アメ}授^{スル}奉大八緣瑞朗
國^{ノミコト}手護理給^{スル}君止臣止乃道^{スル}定^{スル}女曰嗣^{ヒツギ}乃神孫常
磐堅磐^{ヒツギ}外^{スル}手利來流災無語闇志磐根樹^{ヒツギ}立草垣

兼光先語止天安國止定奉皆伊弉諾伊弉冉尊御譲

尔座天安國止平久所知食年如此所知食足仲彦尊

乃御世尔根乃國底乃國守利鹿備跡備荒逆鬼事弓笑

手起志介年則譽田皇子息長帶比賣尊能御胎中尔御

坐座天戮力一心互悉人荒逆笑手平毛賜凡三神訓

乃隨三乃韓國手輒久吉平毛給市御神德手萬國尔

耀先本朝文武乃大神天津日嗣手萬代尔傳安國止平

久人所知食年

辭別尔申左久吾國波皇御孫命御國尔志互不勞

乃御代尔足御世登祝奉流然尔今頻尔蒙古國乃艘幢

發兵士十万余襲皇和手三九列二萬尔來寇須万民憂

懼不休依之神國本元乃天津祝詞太謗辭乃事手以神

明眞助手奉祈蒙古國賊兵艘幢颶風乃神巧手幽賜天

神國神妙乃威德手顯志級戶乃神乃御氣手以夷狄乃

穢手吹拂清女賜患止奉祈

辭別尔申左久當社八幡太神者王城守護武門乃太神

内殿外殿小鎮利座神靈乃御號手唱奉祈辭竟惣三日

本國大小乃神祇式內式外一國宗社乃神靈憐憫手

神國永冠乃夷賊船科

戸の風吹拂事乃如颶風手起志艘幢手覆志速尔賊

兵悉久退治神國神明乃大功德手顯賜患止奉祈此狀

手平毛久安毛久所聞食天皇御孫能御代手常盤堅磐

尔奉齋大城尔天下所知食朝廷寶位無勳大將軍乃

御代長久天下乃万民安久樂久内有利起騷擾無外与

理來留災無夜乃守日乃守護幸北賜江止諱矣恐矣

恐矣申寄

弘安四年七月 敬白

感應成就

感應成就

弘安四辛巳年五月唐蒙古國もうどう六万艘（そう）筑紫博多浦海に及び軍勢満々として夥敷（おびただしく）官軍これに防

浦海爾軍勢爲滿々止夥敷官軍是尔難爲防禦蒙古兵

船勢氣海中尔響

天氣不寧所也依異賊爲追討之伊勢丙皇太神宮

手奉始諸國乃神社惡被蒙勅命手則於當社尔艘幢

風乃御祈禱一社一同抽丹誠奉祈處速感應座三八相應爾神風吹起志忽知海上震動志互神明神威

神威

垂れたまいて速やかに天降り成さしめたまいて神國來こうの異賊船、科（級）

戸の風の吹き払うことのごとく風を起こしもうどうを覆し、速やかに賊

兵ことごとく退治、神國神明の大功德をあらわしたまえと祈り奉る。この状

を平けく安らげく所聞こしめして皇御孫の御代を常盤かきわにいわい奉り、大城に天下知らしめすところ朝廷寶位ゆるぎなく、

大將軍の御代長久、天下の万民、安らげく楽しきく内より起ころ騷じようなく、外よ

り来る災いなく、夜の守り、日の守り、幸い護りたまえと謹みかしこみ申す。

弘安四年七月 敬白

葉をも語るて安國と定め奉り、みな伊ざ諾尊、伊ざ冉尊のおかけ

におわしまして安國と平けく所知ろしめし。かくのごとき所

知ろしめし、足仲彦尊（たらしなかつひこのみこと）の御代に根の国、底の国よりあらび疎（うと）び、荒れかかる

悪事の災いを起しけむ。すなわち譽田皇子、息長帶比賣尊の御胎中に御座ましまして戮力（りくりょく）を一心でごとく荒ら逆か

の隋三の韓國をたやすく平げたまう。御神徳を万国に曜（かがやか）し、本朝文武の大神天津日つぎを万代（よろずよ）に伝え、安國と平ら

けく所知らしめしん。

辞別に申さく、わが国は皇御孫のみことの御国にして不易の御代にたる御世と祝い奉る。しかるにいま、しきりに蒙古國のもうどう

兵士十万を発し、皇和を襲いて九州二島に来寇（こう）す。万民憂

懼（ゆうく）少なからず、これにより神國本元の天津祝詞大諱

辞のことをもって神明眞助を祈り奉る。蒙古國賊兵もうどう、颶風（ぐふう）神功

を垂れたまいて神國神妙の威徳を顯し級戸（しなと）の神の御氣をもって異敵のけがれを吹き払い清めたまえと祈り奉る。

神國神妙の威徳を顯し級戸（しなと）の神の御氣をもって異敵のけがれを吹き払い清めたまえと祈り奉る。

辞別に申さく、当社八幡大神は王城守護、武門の大神、内殿、外殿に鎮まりおわします神靈の御号を唱えたたえごとおえ奉る。総じて日本國中、大小の神祇、式内、式外、一國總社の神靈憐憫（れんびん））を

時尔乞給布事神國神力加護可尊敬也依諸國
乃神社江被遣勅使猶當社御造營被為右此時當社乃
祭祀嚴重尔可為執行者被仰附者也

同年九月 征夷大將軍惟康親王當社御祈願被為右
御名代止志至北余宣時參宮奉幣帛并御太刀一振
御弓一張奉神約尚御武運長久之御祈禱抽丹誠者也
大祓大麻奉獻上

人皇九十五代後醍醐天皇御宇元享二壬戌年
宣命乃旨趣御執達被為有其文尔曰

諸社祠宦執 奏之事非伯職掌炳焉也勿論兼熙
爲祭宦上者諸神莫諸社祠宦執 奏之更理運分
明也猶傳宣外記可令通達兼熙此旨
左大臣殿仰也 宣被存知者也

元享二年三月四日 右少弁俊基

神祇長官殿

當神領之内尔神事之節流鑄馬役相務居肥後國庄尔
且圓藏止申者右役實体尔相務罷在然廻身弱尔相成
剃髮致心願尔依且社僧尔相成掃除等致度旨願尔付
其終差置尚無意失相務依且其後

人皇九十九代後光嚴院御宇延文三戊戌年十一月十
一日一防建立致因茲御神領之内字地尻止云所屋敷

地拝領致則圓防源明止改年
右流鑄馬跡役之儀神主社家評議之上庄右衛門江申
附者也

人皇九十九代後光嚴院御宇應安二己酉年

征夷大將軍源朝臣義滿公當社御信仰被為在御祈願
小依且宮殿御造營御寄附被為在奉行上杉中務少輔
殿被為御趣候者也

の陽挺にあらわれ、浪上の蒙古船一そつも残りなく覆し、数万
の軍兵

一時に亡したまうこと神國神力加護尊敬すべきなり。よりて諸
の神社へ勅使を遣わされ、なお当社御造營あらせられこの時當
社の

同年九月、征夷大將軍惟康親王、當社御祈願あらせられ御名代
として北条宣時參宮、幣はくを奉り、ならびに御太刀一振り、
御弓一張神納奉る。なお御武運長久の御祈とう、丹精にぬきん
ずるものなり。大祓い、大麻獻上奉る。

人皇九十五（六）代後醍醐天皇御宇、元享二壬戌年、

宣命の旨趣、御執達あらせらる。その文にいわく。
諸社祠官執奏のこと、伯職にあらず常に炳焉（へいえん）な
り。もちろん熙（き）なく

祭官たる上は諸神事、諸社祠官執奏のこと理運分
明なり。なおよろしく外記を伝え通達せしむべし。きなくこ
の旨左大臣殿仰せなり。よろしく存知せらるべきものなり。

元享二年三月四日

右少弁俊基

神祇長官殿

當神領之内に神事の節、流鑄馬（やぶさめ）役相務めおる肥後
國庄に
て円藏と申す者、右役實体に相務めまかりあり、しかるところ
身弱に相成り
剃髮いたし、心願によりて社僧に相成り、掃除などいたしたき
旨願いにつき
そのまま差し置き、なお意失なく相務めよりてその後、

人皇九十九代後光嚴院御宇延文三戊戌年十一月十
一日一坊建立いたし、よってここに御神領の内字地尻という所

屋敷
地拝領いたし、すなわち円（藏）坊源明と改む。
右やぶさめ跡役の儀、神主社家評議の上庄右衛門へ申し付くる
ものなり。

人皇九十九代後光嚴院御宇應安二己酉年、

征夷大將軍源朝臣義滿公當社御信仰あらせられ、御祈願
によりて宮殿御造營、御寄附あらせられ、奉行上杉中務少輔
殿御趣あらせられ候ものなり。

人皇百代後圓融院御宇永和元乙卯年六月

宣旨執達被爲右其文尔曰

神祇道管領司當兼天下諸神社執奏之使

任延長五歲聖斷之旨弥可執務者依

天氣執啓如件

永和元年六月十六日

左中辨宣方

謹上 神道長上殿

人皇百一代後小松院御宇至德元甲子年九月

大政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公、當社厚く御信仰に
被爲在御祈願感應成就尔依且御冥助爲報賽、當社
御神興四社新造之奉寄進者也

御神興四箇奉獻 奉行 上杉中務入道禪助

社家執行善國

大工右衛門尉宗正

至德元甲子年九月八日

右鎌倉法華堂下中小路においてこれを新造立するものなり。

至德元甲子年九月八日

右御神興四社新造立御寄進、御名代として上杉中務入
道禪助御越志被爲有至奉神納此時當社乃格式御神
輿海面幸行汐垢離場除地御定殊不可專祭祀之條
御免被仰付嚴重之祭禮執行有之其次第

御神興幸行之時夷狄降伏之例尔依且一番少紳次

太鼓社家一人馬乘次猿田面獅子舞次四神幡役人次

柳幡役人警固次御神興四社幸行之左右甲冑武者八

騎各々鉢手持警固須同音樂者其中尔列須御神輿

守持乃者清淨之者擇定烏帽子白張着用一社尔付十

六人寃奉守持神司官人者裝束改兼物又者馬乘尔

豆供奉^領村役人共者麻上下着用尔且敵固須是者銀

藉無之様申渡其旨相守利供奉須

又氏子中尔豆附祭禮登号未基登唱音曲様々乃神踊

申樂舞樂修行御神興幸行乃踊尔引續鄉中敵衛之須

申樂舞樂修行御神興幸行乃踊尔引續鄉中敵衛之須

人皇百一代後小松院御宇至德元甲子年九月、
太政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公、當社厚く御信仰に
あらせられ御祈願感應成就によりて、御冥助報さいとして當社

御神興（しんよ）四社新造立寄進奉るものなり。

より執啓くだんのごとし。

永和元年六月十六日 左中弁宣方

謹上 神道長上殿

人皇百一代後小松院御宇至德元甲子年九月、
太政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公、當社厚く御信仰に
あらせられ御祈願感應成就によりて、御冥助報さいとして當社

御神興（しんよ）四社新造立寄進奉るものなり。

御やすも四箇奉獻 奉行 上杉中務入道禪助

神よ

社家執行善國

大工右衛門尉宗正

者也

但抑擔役儀者氏子市原村江申附伐採擔尔造立同
村役人數固尔互氏子當番役江渡利當役人市原村

役人敬固尔互當神前江奉獻社家受取御神輿江是
手獻右敬固役乃者江神酒為致頂戴

又馬役之儀氏子市原村御馬谷并合鄉尔互勤之
右之通御祭禮御定式御免被仰附役依之每歲八月十

四日与里十六日追大祭可為執行當日者諸家之難為
御用止往永通行手留但外廷^種之村役人案内之人馬

人足縊立者濱野村^ニ五井村江縊立當日者郡中諸
役御免之儀且神夏中諸役村々無差支可相勤之旨一
回嚴重尔被仰附役所如件

至德元甲子年九月

同帝御宇嘉慶元丁卯年九月

太政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公當社御祈願尔依
主御神輿御寄進被為有如前頭御由諸厚依互御神輿
海內幸行汐^{ヨリ}場一之大鳥居新尔御造立御寄進被

同帝御宇嘉慶元丁卯年九月
太政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公當社御祈願により
て御神よ御寄進あらせられ、前頭のごとく御由緒厚く、よりて
御神よ
海内幸行汐^{ヨリ}場、一大鳥居新たに御造立、御寄進

あらせられ、すなわち當宮境内表（おもて）海面見通しかい立
て除地に御定め下し置かれ
候ものなり。御名代として上杉中務少輔殿幣はく奉り、よりて
大祓い、大麻獻上奉る。
新造立奉る上總總社、市原庄八幡郷八幡太神宮は源家
累代守護の太神なり。ゆえに源家大樹の君太政大臣、征夷
大將軍源朝臣義滿公御祈願によりて御みこし海面汐^{ヨリ}
場、一大鳥居御寄進あらせらる旨趣は天下泰平、御
武運長久、国家安全、万民快樂の攸（ところ）祈願田満感應成
就、敬白

48

爲在則當宮境内表海面見通^{シテ}除地爾御定被下置
侯者也 為御名代 上掲中務少輔殿奉幣帛依互
太祓大麻奉獻上

鳥居笠木合木中書尔曰

奉新造立上總宗社市原莊八幡郷八幡太神宮者源家
累代守護之太神也故尔 源家大樹君太政大臣征夷
大將軍源朝臣義滿公御祈願尔依互御神輿海面汐^{ヨリ}
離場一之大鳥居御寄進被為有旨趣者天下泰平御

武運長久國家安全万民快樂祈願圓滿感應成就敬

白

嘉慶元丁卯年九月日 奉行

上掲中務少輔

神主

藤原姓信重

社家祠

宦 中

其後應永十九壬辰年正月

征夷大將軍源朝臣義持公 御武運長久國家安泰之
御祈願被為有依之御太刀一振奉鑿前御使^ノ者長尾

ものなり。

ただし、柳橋役儀は氏子市原村へ申し付け伐り採り柄に造り
立て、同

村役人警固にて氏子當番役へ渡り、當役ならびに市原村
役人警固にて當神前へ獻じ奉り、社家受け取り御みこしへこ
れを献じ、右警固役の者へ神酒頂戴致さず。

また馬役の儀、氏子市原村御馬谷ならびに合郷にてこれを勤
む。

右のとおり御祭礼御定式御免仰せ付けられ候、これにより毎年
八月十

四日より十六日まで大祭執行なすべし、當日は諸家の
御用のためといえども往来通行を止め、ただし外遷（まわり）
道にある村役人案内の人馬

人足縊立ては浜野村より五井村へ継ぎ立て、當日は郷中諸
役御免の儀、かつ神事中諸役村々差し支えなく相勤むべきの旨、
一同嚴重に仰せ付けられ候ところくだんのごとし。

至德元甲子年九月

同帝御宇嘉慶元丁卯年九月、
太政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公當社御祈願により

て御神よ御寄進あらせられ、前頭のごとく御由緒厚く、よりて
御神よ
海内幸行汐^{ヨリ}場、一大鳥居新たに御造立、御寄進

あらせられ、すなわち當宮境内表（おもて）海面見通しかい立
て除地に御定め下し置かれ

候ものなり。御名代として上杉中務少輔殿幣はく奉り、よりて
大祓い、大麻獻上奉る。

新造立奉る上總總社、市原庄八幡郷八幡太神宮は源家
累代守護の太神なり。ゆえに源家大樹の君太政大臣、征夷

大將軍源朝臣義滿公御祈願によりて御みこし海面汐^{ヨリ}
場、一大鳥居御寄進あらせらる旨趣は天下泰平、御

武運長久、国家安全、万民快樂の攸（ところ）祈願田満感應成
就、敬白

嘉慶元丁卯年九月日 奉行

上杉中務少輔

神主

藤原姓信重

社家祠

祠官中

その後應永十九壬辰年正月、
征夷大將軍源朝臣義持公、御武運長久、國家安泰の
御祈願あらせられ、これにより御太刀一振り、幣一前奉り、御
使者長尾

49

新祭神納 御祓太麻奉獻上者也

人皇百三代後花園院之御宇長祿三己卯年三月當社
幣殿拜殿新造立發願尔附

征夷大將軍源朝臣義政公御代太田左衛門佐殿江右
小笠原源左衛御見分被為有則御造宮金千兩御寄附
被下置頂戴神前江奉備早速御本殿御修復乎加幣殿
拜殿向殿并神前石檀敷石其外瑞離等近表于盡新尔

新造立仕度旨奉願所早速被聞召御上聞尔被達依至

奉造立者也

御造宮棟上札

奉造宮上總一國惣社勅願而所八幡太神宮源氏武將
之守護神尔座故尔建久三大樹源朝臣賴朝公之御再
建也然尔經歲曆今度幣殿拜殿新奉造立發願尔依至
太田左衛門佐持資候奉所聞召被上聞達

征夷大將軍源朝臣義政公被聞食御造宮金千兩御寄
附被下置早速御本殿終後乎加幣殿拜殿向拜新尔奉

新介神納奉り、御祓い、大麻獻上奉るものなり。
人皇百三（二）代後花園院の御宇、長祿三己卯年三月、當社
幣殿、拜殿新造立發願につき、
新造立仕りたき旨願い奉るところ、早速聞こしめされ御上聞に
達せられ、よりて
小笠原源左衛（門）御見分あらせられ、すなわち御造宮金千両
下し置かれ頂戴、神前へ備え奉り、早速御本殿御修復を加え、
幣殿、拜殿、向殿ならびに神前石段敷石そのほか瑞（みず）垣
などまで美をつくし新らたに
造立奉るものなり。

御造宮棟上げ札

造宮奉る上總一國惣社、勅願、祈願、両所八幡太神宮、源氏武將
の守護神にましますゆえに建久三大樹源朝臣賴朝公の御再
建なり。しかるに歲曆をへて今度幣殿、拜殿新たに造立奉る發
願によりて、
太田左衛門佐持資候、聞こしめすところを奉る。上間に達せられ
れ
征夷大將軍源朝臣義政公聞こしめされ御造宮金千両御寄
付下し置かれ、早速御本殿修復を加え、幣殿、拜殿、向拜、新
たに

造立吉日良辰乎擇定奉上棟御舍者諸之災無玉殿
安穩天地日月登兵尔常磐堅磐尔五榮心木玉登奉称
辞竟良久止白鳥

長祿四庚辰年八月廿日 神主市川中務少輔藤原信利
社家祠室中

大工棟梁伊織之助永秀

人皇百四代後土御門院御宇寛正六乙酉年

足利右兵衛佐源義明公御祈子當鄉尔被為築早速御
鎮海面冲乃方神輿幸行汝始離場一之大鳥居御造立
御寄進被為有同年八月十五日御舍弟源基賴卿御兩
所御社參御太刀一振奉神納則御祈願尔依豆御祓大
麻奉獻上

同帝御宇文明元己丑年八月

小弓御所足利右兵衛佐源義明公御祈願尔依豆當社
御屋根古來檜皮（ひわだ）葺きのところ、新たに銅板屋根に葺
き替えそのほか御

人皇百四（三）代後土御門院御宇寛正六乙酉年、
足利右兵衛佐源義明公、御祈りを当郷に築かせられ、早速御
造立あらせられ、すなわち八幡御所と称し奉り、当社御祈願に
よりて神神よ
領海面冲の方を由り幸行汐ごり場、一の大鳥居御造立
御寄進あらせられ、同年八月十五日御舍弟源基賴卿御兩
所御社參、御太刀一振り神納奉る。すなわち御祈願によりて御
祓い大
麻奉獻上奉る。

同帝御宇文明元己丑年八月、

小弓御所足利右兵衛佐源義明公御祈願によりて當社
御屋根古來檜皮（ひわだ）葺きのところ、新たに銅板屋根に葺
き替えそのほか御

造営、御寄進あらせられ、真里谷原式部入道恕鑑奉行をつかさどる。

敬白、八幡宮由来本記録、古來伝書は文明事実に止まる。その間数百年を歴(ふる)によりて紙面蟲腐(とふ)

難分所有之仍至今正之社傳之書尔小冊尔註寫須雖然為謬誤事有訛猶又文明以永之記錄附其後尔謹而校定訖

敬白、八幡宮由来本記録、古來伝書は文明事実に止まる。その間数百年を歴(ふる)によりて紙面蟲腐(とふ)文字多く、分かりがたきところこれあり、よりていまこれを正し社伝の書に小冊に註写す。しかるといえども謬誤(びょうご)なすことありや、なおまた文明以来の記録、その後に附(付)して謹みて校定訖(おわんぬ)。

當御神領境内表海邊通從西北江貳百七十間

裏通從東南江貳百九十間也往昔^{ナリ}境内有未之間地也然尔天文二癸巳年三月右境内間地之内堅五十五間三尺横六十五間四尺故有^ミ宝樹坊寺地尔別遣須者也其由縁者此所者往古^{ナリ}利當社神宦衆葬祭^ヲ靈地場尔有之然尔去留康正二丙子年四月十二日十乘从平康胤同息胤持主從數多討死者之依^ミ右境内之内故有^ミ天文二年寺境内尔分遣須依之字清水^ニ

當御神領境内、表海邊通從西北へ二百七十間、裏通りより東南へ二百九十間なり。往昔(おうせき)より境内有り来たりの間地なり。しかるに天文二癸巳年三月、右境内間地の内堅五十五間三尺、横六十五間四尺、ゆえありて宝樹坊寺地に別(わけ)遣わすものなり。その由縁(ゆえん)はこのところは往古より当社神官衆葬祭の靈場地にこれあり。しかるに去る康正二丙子年四月十二日、千葉介平康胤、同息胤持主從數多(あまた)討ち死にこれあり、よりて右境内の内、ゆえありて天文二年寺境内に分け遣わす。これにより字清水よ

御神領境内表海邊通從西北江貳百七十間
裏通從東南江貳百九十間也往昔^{ナリ}境内有未之間地也然尔天文二癸巳年三月右境内間地之内堅五十五間三尺横六十五間四尺故有^ミ宝樹坊寺地尔別遣須者也其由�缘者此所者往古^{ナリ}利當社神宦衆葬祭^ヲ靈地場尔有之然尔去留康正二丙子年四月十二日十乘从平康胤同息胤持主從數多討死者之依^ミ右境内之内故有^ミ天文二年寺境内尔分遣須依之字清水^ニ

り寺をこの所へ移す。すなわち信楽山宝樹坊無量寺と号す。

人皇百六(五)代後奈良院御宇、天文二癸巳年十二月みそか勅宣の旨趣神祇官領長上家より御執達

あらせらるところ、すなわちその文にいわく。

唯一宗源神道行事條々以下、ことに諸社勧請靈符等のこと、ただ一人の相伝受けたり。いまに相続當流一人に相限るものなり。このほか神祇道諸事、よつて神祇管領のため、古來一身進退なり、長上の許しをえずみだりに自専すべからざるの由存知らるべきは、天氣により執達くだんのごとし。

天文二年十二月晦日

權左中弁惟房

その後天文七戊戌年、小弓御所足利右兵衛佐源義明勢と古河御所源晴氏卿ならびに北条氏綱両卿と合戦に及び、義

身進退也不得長上之許根不可自専之由被存知者依 天氣執達如件

天文二年十二月晦日

權左中弁惟房

謹上 吉田侍従殿

其後天文七戊戌年小弓御所足利右兵衛佐源義明勢と古河御所源晴氏卿ならびに北条氏綱両卿と合戦に及び、義

身進退也不得長上之許根不可自専之由被存知者依 天氣執達如件

天文二年十二月晦日
權左中弁惟房
御神領境内表海邊通從西北江貳百七十間
裏通從東南江貳百九十間也往昔^{ナリ}境内有未之間地也然尔天文二癸巳年三月右境内間地之内堅五十五間三尺横六十五間四尺故有^ミ宝樹坊寺地尔別遣須者也其由縁者此所者往古^{ナリ}利當社神宦衆葬祭^ヲ靈地場尔有之然尔去留康正二丙子年四月十二日十乘从平康胤同息胤持主從數多討死者之依^ミ右境内之内故有^ミ天文二年寺境内尔分遣須依之字清水^ニ

唯一宗源神道行事條々已下殊諸社勧請靈符

明卿勝利御子討死後依當所
之御所御取扱相成依之御所号乎五所止改乎郡
内を割分五所村止号須依至天文八己亥年右御殿乃
疏江白幡權現乃社勸請須當神官靈符奉幣帛者也

明卿勝利をえず、ついに高野台（国府台）に御父子討ち死にす。
よりて当所の御所御取り扱いに相成り、これにより御所号を五所と改め郷内を割り分け五所村と号す。よりて天文八己亥年右御殿の跡へ白幡權現の社勸請す。当神官靈符奉幣帛（へいはく）を奉るものなり。

人皇百七代正親町院御宇永祿二己未年三月

朱公平富胤御舍菊源三平親胤兩所
御祈願事依當社領海面仲之方沒垢離場一之大鳥居

再建御寄進被為有旨趣者爲天下泰平御武運長久子

孫繁榮也依之新尔御造立被為有者也

如前頭御神威日々新尔志豆彌増年々八十余度之祭
祀無怠慢天下泰平辞別尔朝廷宝位無動武運長
久國家安泰五穀成就夷狄降伏之御祈禱抽丹誠令祈
願者也雖然天文永祿尔至諸國兵亂是數尚元龜二未
年織田家之軍兵及兵發尔當社之神領治未當國
八庄之内神領之分一時尔被召上當社之古神領其終
後領者尔第及破壞尔修理減石自然行庙

祀怠慢なく天下泰平辭別に朝廷宝位ゆるぎなく、武運長
久、國家安泰、五穀成就、異敵降伏の御祈とう丹精にぬきんで
願せしむるものなり。しかるといえども天文、永祿に至り諸國
兵乱甚だしく、なお元龜二未
年織田家の軍兵、兵発に及び當社の神領、治承以来當國
八庄の内神領の分一時に召し上げられ、當社の古神領そのまま
に差し置かれ、社頭は次第に破壊に及び修理、減石、自然行き
届き

祭

久

居

再建御寄進あらせらる旨趣は天下泰平、御武運長久、子孫繁榮
のためなり、これにより新たに御造立あらせらるものなり。

前頭のごとく御神威日々新たにしていやまし、年々八十余度の

祭

かね、しかりといえども祭祀神事はもっぱらに執行せしむもの
なり。

天正四丙子年八月當神領先年減石につき自然御造宮
難叶自力依互諸郷勧進御免之儀國守北條家江奉願
所御城代北條治部少輔遠山左衛門尉當社乃由諸其
外神領除地等之儀悉御尋被為有依之書上左尔

奉る

ところ、御城代北條治部少輔、遠山左衛門尉、當社の由緒その
外、神領除地などの儀ことごとくお尋ねあらせられ、これによ
り書き上げ左に。

差し上げ申す書き上げのこと

勅願所八幡宮領 八幡郷之内十二町石
神よ幸行汐ごり場

一同境内 当社前海面巾二百間戌の方沖見通しかい立て除地

一同境内 境内西表海辺通り西より北百九十七間
同東裏通り南より東へ二百二十一間

北の方妻通り七十六間、南妻通り五十五間
おのの一間六尺五寸間なり

右のとおり先規より有り来りにござ候。お尋ねにつき書き付
けをもって申し上げ

奉り候。以上

天正丙子年八月

神主善田齋宮

宗代

神主善田齋宮

遠山左衛門尉様

北條治部少輔様

天正丙子年八月

上総国市原庄八幡郷
八幡宮神主社家杜僧

継代 神主善田齋宮

前書之通書面差上候處御請取被成早速御聞済之上

勧進御免許被下置候其文左尔

前書のとおり書面差し上げ候ところ御請け取り成られ、早速御聞き済みの上

勧進御免許下し置かれ候。その文左に

上総國八幡宮造當すべき趣、肝要に候。これにより

諸郷勧進のこと、その意を得るものなり。

天正四年九月

齊藤善七郎これを捧ぐ

上總國八幡宮可造當趣肝要候依之
諸郷勧進之更得其意者也

天正丙子九月

齊藤善七良捧之

御朱印

其後天正九年己年六月

當社爲御造宮之、八幡宮新市御免願所早速御聞

済被下置七月御免許頃戴仕候則御證文左尔曰

その後、天正九年辛巳年六月、
当社御造當のため八幡宮新市御免願い奉るところ、早速御聞き済み下し置かれ七月御免許頃戴仕り候。すなわち御証文左にいわく。

八幡之郷守護不入

相定新市之事爲立保押買狼藉堅

停止殊於近郷取候役之吏

如前所至可改之近郷未進役

於八幡中殘業媒夏不可叶郷中商人諸役

免許之儀不可有相違者也仍如件

刑部少輔 奉之

天正九年己年七月

御朱印

谷澤丹波守これを奉る

天正十八年庚寅三月

徳川様當社御信仰被爲成御用所青山藤藏殿蒙
嚴命當社由諸神領等悉歸御尋本付先規有來之通書

停止(ちょうじ)、ことに近郷において取り候役のこと、
前々のごとくその所にてこれを改めべく近郷にて未進役
八幡中において策謀のこと叶うべからず、郷中商人諸役
免許の儀、相違あるべからずものなり。よつてくだんのこと
し。

差し上げ申す書き上げのこと

天武天皇御勅願 征夷大將軍源朝臣義満公御寄進

八幡宮寶殿 差上申書上之夏

天武天皇御勅願

征夷大將軍源朝臣義満公御寄進

八幡宮寶殿

神興四社

同神領

八幡郷之内十二町石

(御伝記補完分)

境内裏海邊通從西北江百九十七間
同東裏通後南東江武百載十二間
北方妻通り十六間南方妻道半間
當社前海面巾貳百間戌之方沖

同海面除地

見通以千種立除地各一間亥寺間也

總御領内海邊地

右之通先規有未爾御座候今度御尋仁付

別紙略繪圖相添奉差上候以上

上總國市原庄八幡郷

八幡宮社僧

圓藏坊印

天正十八寅年三月

神よ幸行(みゆき)汐垢離(こり)所
同海面除地

当社前海面巾二百間、戌の方沖

見通し權(かい)立て御除地、各(おのおの)

右のとおり先規有り来たりにござ候。今度御尋ねにつき別紙
略繪圖相添え差し上げ奉り候。以上

上總國市原庄八幡郷

八幡宮社僧 円藏坊印

天正十八寅年三月

御用所 青山藤藏様

同宮神主

誉田齊宮印

天正十八寅年三月

御用所 青山藤藏様

同宮神主

円藏坊印

御用所

青山藤藏様

御用所

同宮神主

譽田齊宮印

繪圖面之内△印書上文

此繪圖先規之通六尺五寸間海內咸之方
見通權立御除地相違無御座候此度
御弄示所繪圖面乎以奉申上候處如件

上總國市原庄八幡郷

八幡宮社僧

圓藏坊印

天正十八寅年三月

同宮神主

譽田齊宮印

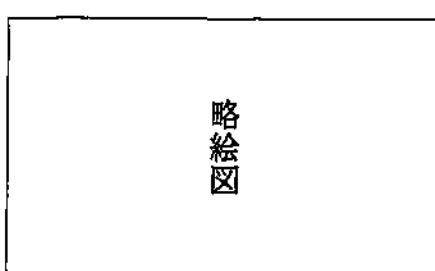
御用所

青山藤藏様

天正十八寅年三月

同宮神主

譽田齊宮印



(御伝記補完分)

総図面の内△印書き上げ文

この絵図面、先基のとおり六尺五寸間海
内(面)戌の方
見通しかい立て御除地相違ござなく候、
このたび御尋ねにつき絵図面をもって申
し上げ奉り候ところくだんのことし。

上總國市原庄八幡郷
八幡宮社僧 円藏坊印

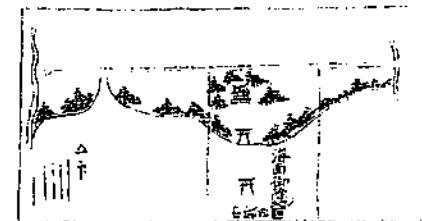
天正十八寅年三月

同宮神主 誉田齊宮

御用所

青山藤藏様

(本文に戻る)



右之通書面二通青山侯奉差上候然處同年五月
徳川様御上意尔付相列山原御陳所注被御召出
御目見之上當社御祈願所被仰附向後亂拂之儀無
之援御禁制御證文頃戴仕候則御證文御文言尔曰左
文言にいわく。左に

右のとおり書面二通青山侯へ差し上げ奉り候。しかるところ同
徳川様御上意につき、相州小田原御陣所へ御召し出され
御目見えの上當社御祈願所に仰せ付けられ、向後乱暴の儀
これなきよう御禁制、御証文頂戴仕り候。すなわち御証文、御

上總國市原庄八幡郷

上總國市原庄八幡郷 そうじや、きくま、やまき、村上、
ごい、府中、ごしよ 以上

禁制

一軍勢甲乙人亂暴狼藉事

一放火事

一對地下人百姓非分之儀申懃事

右之條々堅く停止せしめ訖（おわんぬ）。もし違犯（反）の
忽可被處嚴科者也

天正十八年五月日 御判

禁制

一軍勢甲乙人乱暴、狼藉（ろうぜき）のこと

一放火のこと

一地下人（じげにん）百姓に対し非分の儀申しかくること
右の条々堅く停止せしめ訖（おわんぬ）。もし違犯（反）の
輩においては

たちまち嚴科に処さるべきものなり。

天正十八年五月日 御判

右御禁制御證文一通難有頂戴仕以後代々可爲御用
旨被仰渡殊爾御祈願所レ被仰付難有奉畏依ミ以来
神事無怠慢 天下泰平御武運長久之祈モ可抽丹
誠者也

天正十九年十月

徳川大納言源朝臣家康公當社厚く御信仰あらせられ、よりが
神領高百五拾石御寄進シヨウジン被ヒ有殊シヨウ可シ祭祀之旨
御判物被下置難有頂戴仕モ御證文モ曰

天正十九年十月
徳川大納言源朝臣家康公當社厚く御信仰あらせられ、よりが
神領高百五十石御寄進シヨウジンあらせられる。ことにもっぱら祭祀すべ
きの旨、
御判物下し置かれありがたく頂戴仕り、すなわち御證文にいわ
く。

天正十九年十月

上總國市原郡八幡郷内百五拾石事
右如先規令寄附之訖守此吉弥抽武運長久
之精誠殊可專祭祀之狀如件

天正十九年辛卯十一月日 大納言源朝臣御判

尚以當社者御祈願所被爲仰付依之天下泰平御武運

寄進 八幡宮

上總國市原郡八幡郷内百五十石のこと

右、先規のことくこれを寄せしめおわんぬ。この旨を守り、
いよいよ武運長久
の精誠にぬきんで、ことにもっぱら祭祀すべきの状、くだん
のごとし。

天正十九年辛卯十一月日、大納言源朝臣御判

なおもって当社は御祈願所仰せ付けられ、これにより天下泰平、
御武運

長久の祭礼、格式御改めの上至徳度の例に任せ、嚴重に
祭祀執行なさるべき旨仰せ付けられ、これにより先例のとおり
執行たるべきこと。

柳橋之儀先例之通市原村モリ造立モリ村役人警固
五所村當番役モリ着右役人市原役人一同警固モリ
富社江缺上社象請取御神輿奉備御神輿奉
行之時者市原役人警固馬役者市原村并八
郷村々有利取之

右之條々至徳度例之通郷村役人共一同相心得諸役
無差支可爲勤仕旨被仰渡候者也

天正十九年卯年十一月

天正十九年壬辰年二月當社領爲御取締御禁制高札相立

候尔附境内構之堀新規掘割横口貳間外土揚場一間
通差除置其内江堀之但高札場所者構堀之外東之角
定杭之内江建置之者也

天正十九年壬辰年八月

徳川大納言様當社御信仰厚御思食被爲右依之御太

刀一振御寄進被爲在則御太刀御銘小田

大納言源家康武運長久特者今度唐入早速

凱陳丹誠之旨趣依如件

上總國市原郡八幡宮奉寄進者也

天正二十年壬辰年八月十八日

使者 本多弥八郎正純
右御太刀並御内陳之御鍵

鍛冶工平井和泉守打つものなり

天正十九年十一月

天正二十壬辰年二月、當社領御取り締まりのため御禁制高札相
立て候につき、境内構えの堀新規掘割り、横口二間、外土揚げ場一
間通り差し除き置き、その内へこれを堀り、ただし高札場所は構
え堀の外東の角、
定杭の内へこれを建て置くものなり。

天正二十壬辰年八月

徳川大納言様當社御信仰厚く御思召（おぼしめし）あらせられ、
これにより御太

刀一振り御寄進あらせられ、すなわち御太刀御銘にいわぐ
大納言源家康、武運長久、特には今度唐入り早速

凱陣、丹精の旨趣、よってくだんのごとし。
上總國市原郡八幡宮、寄進奉るものなり。

天正二十壬辰年八月十八日

使者 本多弥八郎正純
右御太刀ならびに御内陣の御鍵

鍛冶工、平井和泉守打つものなり

如^シ當^ニ幕^ノ君御^ミ由^ミ諸^ニ原^ミ宮^ミ柄^ル互^ミ神^ミ田^ミ領^ミ往^ク昔^ニ通^ミ

御代々 大樹様 御朱印奉頂戴殊^ニ可^シ專^ニ祭祀

之旨御免被^シ爲^シ有^リ依^シ之大祭嚴重^ニ執^フ行^ス其外月並三日

節々之神事年々八十余度之祭祀急慢

朝廷寶位無動天下泰平 御武運長久國家安全五

穀成就夷狄降伏之御祈禱抽丹誠令祈願者也

元禄十丁巳年八月吉辰日

(飯香岡八幡宮藏書)

神田領おう昔のとおり、御代々大樹様御朱印頂戴奉り、ことに祭祀をもっぱらにすべき旨御免あらせられ、これより大祭嚴重に執り行い、その外月並み三日、

節々の神事、年々八十余度の祭祀急慢なく、朝廷宝位ゆるぎなく、天下泰平、御武運長久、国家安全、五穀成就、異敵降伏の御祈とう丹精にぬきんで祈願せしむものなり。

元禄十丁丑年八月吉辰日

考察メモ

①八幡の地名のおこりともなった「飯香岡八幡宮」の歴史はほとんど解明されていないといつてもいいだろう。

社伝は白鳳4年、天武天皇の命を受けた桜町中納言鎮座で、「上総總社」「一國總社」を伝承する。一方、「市原市史」などの史書は創建不詳で、はじめ上総国府の置かれた市原台地近くで市原郷一帯の産土（うぶすな）神として成立、平安時代に国守の崇敬を受けたこと、鎌倉時代から室町時代は市原（庄）八幡宮として朝武の尊崇が厚かったことを記している。また現在地への移転時期は不明で鎌倉時代はじめから室町中期とみられる。社伝と史実は文字どおり車の両輪であり、両立させながら「飯香岡八幡宮」の歴史を後世に伝えてゆきたい。

②昭和63年に市原市教育委員会が纏めた『市原市近世文書目録』に登録された「飯香岡八幡宮文書」は合わせて182点で、うち由緒、縁起文書は『正八幡記』と『市東庄八幡宮縁起』2種、「八幡宮御記録写」の4点だが、『正八幡記』は实物がなく逆にリストにない『御伝記』が保管されている。

③また、『市原市史、資料集』には目録にない『上麻（総）総社飯香岡八幡宮由緒本記』の引用文が掲載されている。神職に調べていただいたところ10ページ分ほどのコピーが見つかつたが現物は確認できなかつた。

④しかし幸いに江戸中期元文3年の写本が八幡・市川本店で発見されていた。市川家は代々八幡宮の社家で、明治維新時の当主は市川大造、大和正藤原常忠、高2石6斗7升であった。江戸後期から昭和戦時まで醤油製造業を続けた八幡屈指の旧家で、昭和5年代の店舗修理の時2階で見つかった。

⑤写本後書きなどによると、本書以前に存在した『八幡宮由緒本記録、古来伝書』は中世長禄年代までを記録、紙面虫くい、腐食がすすんだので、以後の記録を加えて、元禄10年山下左兵衛介が作成、元文3年山下庸盛再写しとなっている。

⑥原文コピーと写本を比較すると、原文の方が書体も丁寧で保存状態も良い。内容は比較範囲ではほぼ同文、写本は後書きを若干修正している。

⑦内容ははじめ神話から飯香岡八幡宮の由来を説き起こし、その後の社史や神事式令を同社に伝わる文書や伝承、祝詞で綴っている。

⑧前半は伝説的な伝承や神話が多いが、少なくとも中世後期以降の内容は正確で資料的価値は極めて高い。八幡の中近世史を伝える第一級史料といえる。

⑨私たち「市原の古文書研究会」は、現在市内の古文書掘り起こしと解説結果を『市原の古文書研究』として順次公刊しています。とくに「飯香岡八幡宮文書」は市川一夫神職の全面協力のもと、所有全文書の解説作業中で中でも『飯香岡八幡宮由緒本記』は重点史料と位置付けています。

⑩しかし、本文は祝詞文や古語調が多く、かつ誤字、あて字もあって難解なことから引き続き検討を続けることとしました。

⑪本編は検討用仮まとめ資料です。完了時点で改めて『市原の古文書研究』後編に収載します。内容考察も次回とします。

⑫本編はご提供いただいた市川本店・市川信三氏複写写真コピーを解説しました。残念ながら一部に欠落ページがあります。

竹
食
記

宝曆12年（1762）＝飯香岡八幡宮文書（番号なし）
飯香岡八幡宮御伝記

（表紙）木板布張り題名なし

古語伝にいう

帳

一人皇十二代
古語傳云
人皇十二代

景行天皇御宇、日本武尊（やまとたけるのみこと）東夷御征
伐御時當社へ

御着陳（陣）あらせられ、酒飯を献じ奉るところ御悦（喜）
びたまいてこの府飯香岡と宣（のたまう）、
これより飯香岡と号す。それ以前石握御影府と号す、すなわ
ち祭神

六所太神御鎮座の靈地なり。しかるに人皇四十代
天武天皇勅願、白鳳四乙亥年三月十五日、飯香岡に

鎮座奉り、神皇靈は人皇十六代譽田（ほんだ）天皇、

奉鎮座 神皇靈（ほんじやうれい）人皇十六代 譽田天皇

奉鎮座

神皇靈

人皇十六代 譽田天皇

八幡太神（はちまんおおかみ）と祝崇奉り、本朝文武神、朝廷のため、宝位ゆるぎなく、

武運延長、國家安泰、五穀成就の清浄の地を御選び
あらせられて当國ハノカミ府飯香岡と宮柱太しく立てて、
中御殿に譽田別尊（ほんだわけのみこと）、左御殿に息長帶

姫命三柱（う皇太神奉鎮座）御勅使 中納言
季滿殿御奉幣使 中務少輔時春殿 御兩卿御下向、

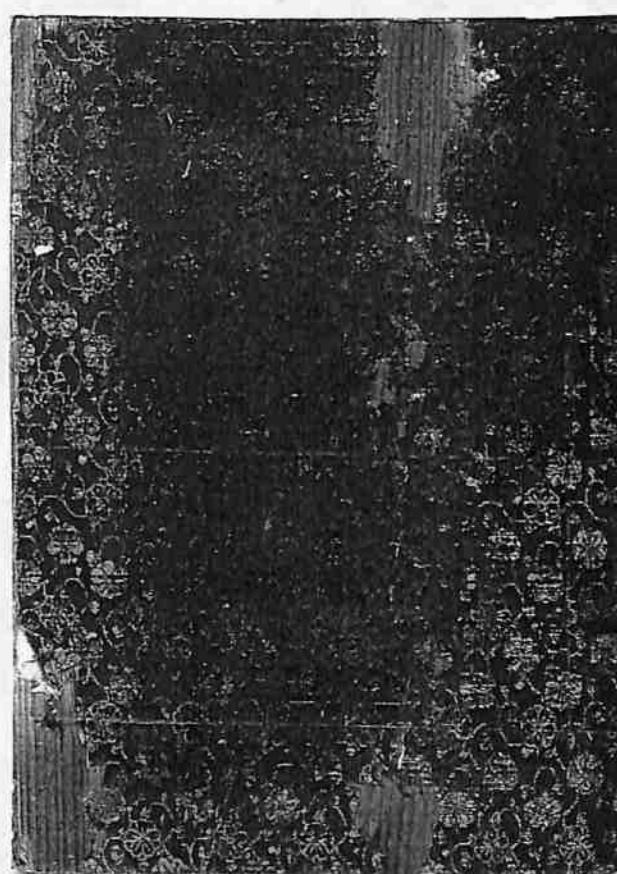
吉日良辰を御選定、謹み畏み勧請奉る、飯香岡八幡宮なり。

則神田領十二町（前云日本武尊奉獻備酒飯時）
依土記ス但神官等起耕所新嘗祭之

八幡鄉（改地名）手飯香岡（号ス止ニニ當社）古語傳

飯香岡八幡宮ならびに摂社御祭神
左御殿息長帶姫命

右御相殿 仲哀天皇



B71297 1/66

御影社
六所太神御祭神

伊弉諾命
伊弉冉命

大日靈尊
大日靈尊

大日靈尊
大日靈尊

若宮社御祭神

伊弉諾尊
伊弉諾尊

海部社御祭神

豐玉彌命
豐玉彌命

高良社御祭神

豐玉彌命
豐玉彌命

高良社御祭神

宇佐姫命
宇佐姫命

高良社御祭神

仁德天皇
仁德天皇

高良社御祭神

吳比姬
吳比姬

高良社御祭神

宇佐姫
宇佐姫

高良社御祭神

菟道皇子
菟道皇子

人皇八十代

高倉院安元丙申年千葉久平常胤當宮御祈願被下至

依之御神領御寄附並當社前海面見通御除被下至

右御文

八幡宮領

寄附

上總別八幡鄉領內十町石之夏

永不可有相違者武運長子孫繁昌音趣祐丹誠

可令祈精之狀仍如件

安元二丙申年七月日 千葉久平常胤御判

右御文

安元四年八月右兵衛佐源頼朝公爲平家追討御出陣

當宮御信仰被爲成道主七騎主真鶴崎南御樂船

御者陳浮備當宮武門守護之御神宗清深御信仰御祈

被爲有早速神明享利三千葉家之儀兵數百騎半屬主依

之御冥助爲朝賽昂御供田御寄附其御文尔

組武州隅田川邊御再陳備追

當神前子利神三社家共供奉

人皇八十代

高倉院、安元元丙申年、千葉介平常當宮御祈願あらせられ、

これにより御神領御寄付ならびに当社前海面見通し御除き下

しおかれ候、

右御文

八幡宮領

寄付

上総州市原郡領内十町石のこと

永く相違あるべからざるもの、武運長久、子孫繁昌の旨趣、

いよいよ丹精にぬきんで

祈精せしむべきの状、よってくだんのごとし。

安元二丙申年七月日 千葉介平常胤御判

治承四年八月、右兵衛佐源頼朝公平家追討のため御出陣、
当宮御信仰成されられ、おつて七騎にて直鶴ヶ崎より御乗船
あり

安房州を御着すにそれより上総州八幡郷飯香岡の山森に

御着陣を備え当宮武門守護の御神により深く御信仰御祈り

あらせられ、早速神明によりて千葉家の義兵数百騎を属し、

これより御冥助報さいのため、すなわち御供田御寄付その御文
に。

ただし武州隅田川のほとりへ御再陣備えまで

当神前より神主、社家とも供奉。

伊弉諾尊(いざなぎのみこと)
伊弉冉尊(いざなみのみこと)
大日靈尊(おおひるめむちのみこと)
口々杵尊
布留太神
大宮女太神

御影社

六所太神御祭神

大日靈尊(おおひるめむちのみこと)

口々杵尊

仁德天皇

吳比姬(くれひめ)

宇佐姫(うれひめ)

菟道皇子

伊弉諾尊(いざなぎのみこと)

伊弉冉尊(いざなみのみこと)

大日靈尊(おおひるめむちのみこと)

武甕槌命(たけみかずちのみこと)

武内大臣(たけしおおおみ)

大己貴命(おおなむじのみこと)

神皇產靈尊(かんみむすびのみこと)

天御中主命(あめのみなかぬしのみこと)

高皇產靈尊(たかみむすびのみこと)

菅原道真公(すがはらみやま)

康保四卯年二月御神託

御本宮より御遷座あらせらるなり

今度爲平士追討反戰儀雖爲源家將種未開天靈
速可百凱陳旨趣可抽丹誠余令祈願猶當社
靈驗冥助因茲上總州八庄十一郡之內爲供田止

百五十町歩永奉寄進者也

治承四子年九月日右兵衛佐源頼朝御墨印

謹上

謹上

市原庄八幡郷内十八町、菊間村内八町、市原村の内五町、
郡元(本)村の内七町、村
上村の内六町、惣(総)社の内五町、山木村の内五町、大厩
谷(馬屋)村の内五町、神崎村の内
内五町八反馬場村内五町大厩谷村内九町
伊保田小野田郷の内四町五反、皆吉村の内四町二反、
市原庄八幡郷内七町菊間村内八町市原村内五町
上村内六町惣(総)社の内五町山木村の内五町大厩
谷(馬屋)村の内五町神崎村の内
内五町八反馬場村内五町大厩谷村内五町伊保田
庄葛藤村内五町筒森村内五町五反、夷北庄荻原村の内
今関村内五町八反荒田野南庄国府台の内五町八反、荒田野の
内五町五反、江渡村の内五町石神村の内五町
庄葛藤村の内五町筒森村の内五町五反夷北庄荻原村の内
五町二反、
今関村の内五町、荒田野南庄国府台の内五町八反、荒田野の
内四町五反、江渡村の内五町石神村の内五町
(宗)角
右御神領村数合せ二十六か村
右合わせて百五十町なり

今度平士(氏)追討のため戦におよぶ儀、源家の将種をなす
といえどもいまだ天運開かず、
速やかに凱陣あるべき旨趣、丹精にぬきんづべきの条祈願せ
しむ、なお当社「二字虫くい」
靈驗冥助、これにより上総州八庄十一郡の内供田として
百五十町歩永寄進奉るものなり。

治承四子年九月日右兵衛佐源頼朝御墨印

謹上

上総國八幡郷飯香岡八幡宮領

市原庄八幡郷の内十八町、菊間村内八町、市原村の内五町、
郡元(本)村の内七町、村
上村の内六町、惣(総)社の内五町、山木村の内五町、大厩
谷(馬屋)村の内五町、神崎村の内
内五町八反馬場村内五町大厩谷村内五町伊保田
庄葛藤村内五町筒森村内五町五反、夷北庄荻原村の内
今関村の内五町八反、馬(番)場村の内五町三反、神房村の内
五町、宮谷村の内五町、伊保田
庄葛藤村の内五町、筒森村の内五町五反、夷北庄荻原村の内
五町二反、
今関村の内五町、荒田野南庄国府台の内五町八反、荒田野の
内四町五反、江渡村の内五町石神村の内五町
(宗)角
右御神領村数合せ二十六か村
右合わせて百五十町なり

治承四子年十二月

足立藤九良盛長殿に仰せてこれを納む

一人皇八十二代

後鳥羽院御宇、建久三壬子年八月、征夷大将軍源頼
朝公當宮御信仰被爲成早速御勝利御凱陣により御冥
助爲報賽宮殿嚴重之御造立猶御名代御三侯御出役
有之右御造立御文尔

社格並海面御幸汐堀千擢立御除地御改御

一天掌握因茲宮殿新造立訖猶武運長久國家
安泰旨抽精祈殊可專祭祀之狀如件

建久三子年八月大納言源朝臣頼朝御判

御名代掃部頭藤原朝臣親能殿
左京進中原仲業殿

上総州原庄八幡郷八幡宮依冥助百建久三
一天掌握、ここによりて宮殿を新造立おわんぬ。なお武運長
久、國家
安泰の旨、精祈にぬきんでことにもっぱら祭祀すべきの状、
くだんのごとし。

建久三子年八月大納言源朝臣頼朝御判

御名代掃部頭藤原朝臣親能殿
左京進中原朝臣仲業殿

後鳥羽院御宇建久三壬子年八月、征夷大将軍源頼
朝公當宮御信仰被爲成早速御勝利御凱陣により御冥
助爲報賽宮殿嚴重之御造立、なほ御名代御三侯御出役
有之右御造立御文尔

治承四子年十二月足立藤九良盛長殿に仰せてこれを納む

一人皇八十二代

後鳥羽院御宇、建久三壬子年八月、征夷大将軍源頼
朝公當宮御信仰なされられ、早速御勝利御凱陣により御冥
助報さいのため宮殿嚴重の御造立、なほ御名代御三侯御出役、
社格ならびに海面御幸(ぎょうこう)汐ごり場汐干かい立て
御除地御改め御定め

これあり。右御造立御文に

上総州原庄八幡郷八幡宮依冥助百建久三
一天掌握、ここによりて宮殿を新造立おわんぬ。なお武運長
久、國家
安泰の旨、精祈にぬきんでことにもっぱら祭祀すべきの状、
くだんのごとし。

建久三子年八月大納言源朝臣頼朝御判

御名代掃部頭藤原朝臣親能殿
左京進中原朝臣仲業殿

後鳥羽院御宇建久三壬子年八月、征夷大将軍源頼
朝公當宮御信仰被爲成早速御勝利御凱陣により御冥
助爲報賽宮殿嚴重之御造立猶御名代御三侯御出役
有之右御造立御文尔

治承四子年十二月足立藤九良盛長殿に仰せてこれを納む

一人皇八十二代

後鳥羽院御宇、建久三壬子年八月、征夷大将軍源頼
朝公當宮御信仰被爲成早速御勝利御凱陣により御冥
助爲報賽宮殿嚴重之御造立、なほ御名代御三侯御出役、
有之右御造立御文尔

社格並海面御幸汐堀千擢立御除地御改御

一天掌握因茲宮殿新造立訖猶武運長久國家
安泰旨抽精祈殊可專祭祀之狀如件

建久三子年八月大納言源朝臣頼朝御判

御名代掃部頭藤原朝臣親能殿
左京進中原朝臣仲業殿

御奉行

左衛門尉平義盛殿
丸衙門尉平義盛殿

神主 菅原義重
社家 祠官中

太種坐修理久至貴

御奉行 左衛門尉平義盛殿
神主 菅原義重

社家 祠官中

大工棟梁 修理介正広

當神領之内神事之第流鏑馬役相務居肥後國產並五
圓藏上申者右役實体ト相務罷有然處身弱ト相成利
髮移心願ト依立社僧ト相成掃除等致度音願ト付其
役差置尚無意失相勢依立其後延文三戊戌年十二月
日一坊建立致因茲御神領之内享地尾止云所屋敷地井
領致則圓藏坊源明止改年

右流鏑馬跡役之儀神主社家評議之上庄右衛門江申
附候者也

一人皇九十九代

後光嚴院御宇應安二己酉年征夷大將軍源朝臣義滿公

一人皇九十九代
後光嚴院御宇、應安二己酉年、征夷大將軍源朝臣義滿公

一當神領之内神事の節、流鏑馬（やぶさめ）役相務めおる肥後
國產にて
円藏と申す者、右役實体に相務めまかりあり、しかるところ
身弱に相なり剃
髪（ていはつ）いたし、心願によりて社僧に相成り、掃除な
どいたしたき旨願いにつきその
まま差し置き、なお意失なく相務めよりてその後、延文三戊
戌年十一月十
日一坊建立いたし、ここによりて御神領の内字地尻トという所
屋敷地拝領いたし、すなわち圓藏坊源明と改む。
右やぶさめ跡役の儀、神主社家評議の上庄右衛門へ申し付け
候ものなり。

一人皇百代

後圓融院御宇永和元乙卯年六月
當社御祈願ト依立宮殿御造營、御寄附被爲在御奉行
上杉中務少輔殿御越ト之更

一人皇百代
後圓融院御宇、永和元乙卯年六月、
よろしき旨執達あらせられ御文に。

神祇道管領勾當ならびに天下諸神社執奏のこと、
延長五歲聖斷の旨に任せいよいよ執務すべくもの、よって
天氣執啓くだんのごとし。
天氣執啓如件

永和元年六月十六日 龍中弁宣方

謹上 神道長上殿

一人皇百一代
後小松院御宇、至德元甲子年九月、太政大臣

一人皇百一代

後小松院御宇至德元甲子年九月八日

大政大臣

征夷大將軍源義滿公當社厚御祈願被爲成感應成就
尔依立爲報賽御神輿四社翁造立奉寄進者也

神輿四箇奉獻 奉行上松中務入道禪助

社家執行善國

大工右衛門尉宗正

征夷大將軍源朝臣義滿公、當社厚く御祈願なされられ感應成就
によりて、報賽として御神輿（しんよ）四社新造立寄進奉るものなり。

御しんよ四箇奉獻

社家執行善國

大工右衛門尉宗正

右鎌倉法華堂下中小路において新造立なり。

至徳元甲子年九月八日

右於鎌倉法華堂下中小路尔新造立也

至徳元甲子年九月八日

右御神輿四社新造立御寄進、御奉行として上杉中務殿御
越有之奉神納此時曰例社格御神輿御幸海面汐垢御
離場見通擢立御除御再定殊尔可專祭祀旨被仰對嚴
重之祭祀執行有之其次第

御神輿幸行之時者夷秋降伏之例也一番尔紳次尔太
鼓社家入馬乘狼田面獅子舞次四神幡役人二人柳楯
役人警固次御神輿四社幸行乃尤右江甲冑八騎
谷鉢手響警固次音樂乃者其中尔劍後御神輿守護

右御しんよ四社新造立御寄進、御奉行として上杉中務殿御
越しこれあり神納奉る。この時旧例社格ならびに御しんよ御
幸海面汐垢
離（ごり）場見通し權（かい）立て御除御再定、ことにもつ
ぱら祭祀すべしの旨仰せ付けられ嚴
重の祭祀執行これあり。その次第
御しんよ幸行（こうぎょう）の時は異狄（敵）降伏の例なり、
一番に紳、次に太
鼓、社家一人馬乗、次狼田面獅子舞い、次四神幡（はた）役
二人、次柳楯役人警固、次御しんよ四社幸行の左右へ甲冑
(かっちゅう)武者八騎、
おのの鉢（ほこ）を携え警固、次音樂の者その中に列す、
御しんよ守担は

清淨相撲定鳥帽子白張着用一社分十六人宛奉守

拝神主社家之者裝束平改葉物又者馬乘狼田面本
村役人共麻上下着用尔立敷固是者狼藉無之様申渡

其旨相守供奉

又氏子中尔立敷禮土号奉守

唱音曲様々乃神踊申樂舞執行御神輿幸行ノ跡引續
御中警衛之役 右之條々祭式之旨趣年々可為執
行青巖敷被仰付夏

但柳楯役儀者氏子市原村申附伐採楯立

御所當番役江渡右市原村元村當番役人同警固

當神前江奉獻社家受取御神輿江是乎備右警南役
人神酒爲致頂戴曾 又馬役之儀氏子市原村御馬

馬谷合鄉尔立勤也

右之通祭禮御定式御免被仰付候依之毎年八月十四日

年里十六日迄大祭可爲執行當日者諸家方難崩御公
用止往來通行竹矢未尔立暫切但外迂道有之村役人案

右のとおり祭礼御定式御免せ付けられ候、これにより毎年
より十六日まで大祭執行すべし。当曰は諸家方御公
用のためといえども往来通行、竹矢來にて止めきり、ただし
外迂道これあり村役人案

内之人馬人足繼立波濱野村五井村江續立當日者
鄉中諸役御免之儀且神事中諸役村々無差役或相勸

旨一同嚴重被仰付候所如件

至徳元甲子年九月

御同帝御宇嘉慶元丁卯年九月

大將軍源義滿公當社御祈願依五御神輿御行江后
離場海内江之大鳥居新尔御造立御寄附御名代

上杉中務殿奉幣帛依五御板大麻奉獻上者也

右春鳥居笠木合木中書左尔

奉新造立上麻總社八幡鄉八幡太神宮武將累代
守護之太神也故大政大臣征夷大將軍源朝臣義滿

祐願依三神輿幸行海面之鳥居寄進旨趣看
天下泰平武運長久子孫繁榮國家安泰之攸祈願圓滿

感應成就志賜止敬白

嘉慶元丁卯年九月日奉行上杉中務少輔

内の人馬人足繼立ては浜野村より五井村へ継ぎ立て、当日
は鄉中諸役御免の儀、かつ神事中諸役村々差し支えなく合勤
むべきの旨、一同嚴重に仰せ付けられ候ところくだんのことし。

至徳元甲子年九月

同一帝御宇嘉慶元丁卯年九月

大將軍源朝臣義滿公、当社御祈願によりて御神輿御行江
り場、海面へ二の大鳥居新たに御造立御寄付、御名代、
上杉中務殿幣はく奉り、よりて御祓い、大麻献上奉るものな
り。

右大鳥居笠木合木中書に

新造立奉る、上總總社八幡鄉八幡太神宮、武將累
代守護の太神なり。故太政大臣征夷大將軍源朝臣義滿
祈願によりて神輿幸行海面二の鳥居寄進、旨趣は
天下泰平、武運長久、子孫繁榮、國家安泰の祈願の攸（とこ
ろ）、田満

感應成就したもうと敬白。

嘉慶元丁卯年九月日奉行上杉中務少輔

一、人皇百三代

後花園院御宇長祿三己卯年三月當社幣殿拝殿造立
發願小舟

征夷大將軍源義政公御名代太田左衛門

佐殿江右新造立仕度吉奉願所早速御上聞尔被遣

依玉小笠原源左衛門殿御見分有之則御造當料金千兩

御寄附被下置早速御本殿修復於覆半加志幣殿拝殿江祠拝

新造立成就致者也

右爲御禮太祝大麻奉獻上也

人皇百四代

後土御門院御宇久明元己丑年八月小弓御所足利右兵衛佐

源義明公御祈願江足當社御屋根古來檜皮ひわだ葺き
銅板江算替其外御造當、御寄進あらせられるものなり。

御奉行 真里谷原式部入道恕鑑殿

一、人皇百三(二)代

後花園院御宇、長祿三己卯年三月、當社幣殿、拝殿とも新造
立

發願につき、征夷大將軍朝臣義政公御名代、太田左衛門
佐殿へ右新造立仕りたき旨願い奉るところ、早速御上聞に達
せられ、よりて小笠原源左衛門殿御見分これあり、すなわち
御造當料金千兩

御寄付下し置かれ、早速御本殿修復を加え、幣殿、拝殿なら
びに向拝

新造立、成就致るものなり。

右御礼のため大祓い、大麻獻上奉るものなり。

長祿四庚辰年八月十五日 神主市川中務少輔藤原信利

社家祠宮中

大工棟梁伊織之助永秀

一、人皇百四(三)代

後土御門院御宇、文明元己丑年八月、小弓御所足利右兵衛佐
源義明公御祈願によりて當社御屋根古來檜皮ひわだ葺き
のところ、新たに

銅板に葺き替えその外御造當、御寄進あらせられるものなり。

御奉行 真里谷原式部入道恕鑑殿

人皇百七代

正新町院御宇永錄己未年三月千葉平富胤卿御舍第

菊麻城主千葉源三平親胤卿御兩所御祈願尔依盡當

神領海面汐堀離場江之大鳥居御再建御寄進有之書
趣者天下泰平武運長久子孫滿足之爲御再造被

爲成候夏

如前頭

當宮御神威日々新爾意跡増年々八十余度之大祭紀
無怠慢天下泰平辭別神廟廷宝位無動武運長久

被召揚當鄉古神領其終尔被差置候尔社頭波波

國家安全立穀成就夷狄降伏之祈願抽丹誠然處天波

永錄尔萬利國亂甚敷猶元龜二年織田家の軍兵に

爲強發當社治義以来當州八庄十一郡の内神領一時

被召揚當鄉古神領其終尔被差置候尔社頭波波

尔終覆滅后自然行届崇雖然大祭式神事波

尔及破壞尔終覆滅后自然行届崇雖然大祭式神事波

専如古例令執行者訖

天正四丙子年八月當神領先年減石相成自然御造

當神領先年減石相成自然御造

天正四丙子年八月當神領先年減石相成自然御造

當神領先年減石相成自然御造

人皇百七(六)代

正新(親)町院御宇永錄己未年三月千葉平富胤卿御舍弟

菊麻(間)城主千葉源三平親胤卿御兩所御祈願により當

神領海面汐ごり場へ二の大鳥居再建御寄進これあり旨

趣は天下泰平、武運長久、子孫満足のため、御再造

なされ候こと。前頭(あらわる)ごとく

當宮御神威日々新たにしていやまし、年々八十余度の大祭

祀怠慢なく天下泰平、辞別に朝廷宝位ゆるぎなく、武運長久、

国家安全、五穀成就、異敵降伏の祈願丹精にぬきんず、しか

るところ天文、

永祿に至り国乱甚だしく、なお元龜二年織田家の軍兵に

強発され、当社の神領、治承以来當州八庄十一郡の内神領一

時に召し上げられ、当郷の古神領そのままに差し置かれ候につき、

社頭は次第に破壊に及び減石で修復自然行き届きかね、しかりといえど

も大祭式神事はもっぱら古例のごとく執行せしむもの(なり)。訖(おわる)

天正四丙子年八月、當神領先年減石につき自然御造

當神領先年減石相成自然御造

前書之通書差上候處早速御聞悉之上勸進

御免許被下置候御文左尔

上總國八幡宮可造當趣肝要候
依之諸鄉勸進之更得其意者也

前書のとおり書面差し上げ候ところ早速御聞き落みの上勸進
これにより諸鄉勸進のこと、その意を得るものなり。

上總國八幡宮造當すべき趣、肝要に候。
天正四年九月 齋藤善七郎これを捧げる

天正四年 御朱印 齋藤善七郎捧之

天正九年六月

御朱印

15

天正九年六月
當社為御造當 八幡宮新市御免願所早速御聞悉
濟被下置七月御免許頂戴則御文左尔

八幡之郷守護不入

相定新市之事為立候押買狼藉堅

停止殊於近郷取候役之更

如前々其所至可改之近郷尔未進役

八幡の郷守護不入

相定め、新市のこと立たせ候、押し買い、ろうぜき堅く
停止（ちょうどじ）、ことに近郷において取り候役のこと、
前々のことくそのところにてこれを改めべく近郷にて未進
役

八幡之郷守護不入

如前々其所至可改之近郷尔未進役

八幡の郷守護不入

相定め、新市のこと立たせ候、押し買い、ろうぜき堅く
停止（ちょうどじ）、ことに近郷において取り候役のこと、
前々のことくそのところにてこれを改めべく近郷にて未進
役

16

於八幡中致築媒更不可叶郷中高人請役
免許之儀不可有相違者也仍如件

天正九年六月 御朱印 谷澤丹波守奉之

刑部少輔奉之

天正十八年庚寅三月 德川様當社御信仰被為成御用所青山藤藏殿蒙

嚴命當社由諸神領等悉鋪御尋尙先規有未之通書

一 天正十八年庚寅三月 德川様當社御信仰被為成御用所青山藤藏殿蒙
嚴命當社由諸神領等悉鋪御尋尙先規有未之通書
免許の儀、相違あるべからずものなり、よってくだんのこととし。
天正九年六月 御朱印 谷澤丹波守これを奉る

一 天正十八年庚寅三月 德川様當社御信仰なされられ、御用所 青山藤藏殿
嚴命をこうむり當社由緒、神領など悉しき御尋ねにつき先規
有り來りのとおり書き上げならばに
略絵図相添え差し上げ奉り候、その文左に。

差し上げ申す書き上げのこと

天武天皇御勅願 征夷大將軍源義滿公御寄進
八幡宮寶殿 神輿四社

一同神領 八幡郷之内十二町石

一同境内 境内西表海辺通り西より北へ百九十七間
同東裏通り南より東へ二百二十二間

北の方妻通り七十六間、南方妻通り五十五間半

八幡郷之内十二町石

天武天皇御勅願

八幡宮寶殿

神輿四社

八幡郷之内十二町石

境內裏海邊通従西北江百九十七間

同東裏通り東江貳百貳十二間
北方妻通り七十六間、南方妻通り五十五間半

同境内

境內裏海邊通従西北江百九十七間

同東裏通り南より東へ二百二十二間

北の方妻通り七十六間、南方妻通り五十五間半

16

16

右之通先規有未尔御座候今度御尋仁付

別紙略繪圖相添奉差上候以上

上總國市原庄八幡鄉
八幡宮社僧

圓藏坊印

天正十八寅年三月

一しんよ御行塗ごり場 当社前海面巾二百間戌の方沖
見通し汐干かい立て除地 同海面除地

各一間六尺五寸間なり

右のとおり先規有り来たりにござ候、今度御尋ねにつき
別紙略繪圖相添え差し上げ奉り候。以上

天正十八寅年三月 上總國市原庄八幡鄉
八幡宮社僧 田藏坊印

同宮神主 菅田齊宮

御用所 青山藤藏様

御用所 青山藤藏様

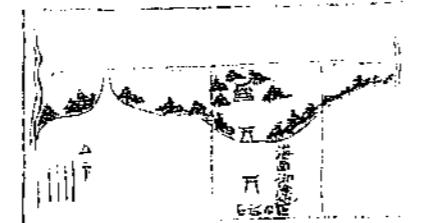
御用所

御用所 青山藤藏様

御用所

御用所

御用所 青山藤藏様



繪圖面之内△印は書き上げの文

此繪圖先規之通六尺守間海内成之方
見通權立御除地相違無御座候此度
御尋ね付繪圖面半以奉申上候處件

天正寅年五月 同宮神主

上總國市原庄八幡鄉
八幡宮社僧

圓藏坊印

青山藤藏様

御用所

青山藤藏様

御用所

青山藤藏様

御用所

青山藤藏様

御用所

青山藤藏様

御用所

青山藤藏様

御用所

青山藤藏様

上總國市原郡八幡郷
きくま そうちや
禁制
村上 ごい
府中 ごしょ 以上

軍勢甲人等亂妨根藉夏
放火夏

對地下人百姓非分之儀申祇夏
右之條々堅令停止訖若於違犯之輩者
忽可被處嚴科者也

但高札場所者構壁之外
東之角突起之内之處置者也

天正大壬辰年八月

徳川様當社御祈願被爲有依之御太刀壹振御寄進
御太刀御銘左

奉手文

八幡宮

上總國市原郡八幡郷之内

百五拾石夏

右如先規令寄附之訖守此旨
弥抽武運長久之精誠殊可
專祭祀之狀如件

天平十九年辛卯年十月日大納言源朝臣御墨印

上總國市原郡八幡郷御禁制高札相立
候尔境內構堀新規堀刻横口貳間外土揚場堂間通
差除置其内江構堀之手

但高札場所者構壁之外
東之角突起之内之處置者也

天正二十壬辰年八月、徳川大納言様當社御祈願あらせられ、
これにより御太刀一振り御寄進、すなわち

御太刀御銘左に。

上總國市原庄八幡郷
きくま やまき
放火の事
右御證文頂戴是領内如先規諸夏可被致旨被御付
難有一同神祭專致候夏

天正十九年十一月
徳川様當社深く御信仰なされられ、これより古神領十二町石
御高百五十石と御改め、すなわち御手元より御墨印一通ちよ
うだいす。

天正十八年五月日 御判物

右御證文頂戴、これより領内先規のごとく諸事致されべく旨
仰せ付けられ
ありがとうございます。
天正十九年十一月
徳川様當社深く御信仰なされられ、これより古神領十二町石
御高百五十石と御改め、すなわち御手元より御墨印一通ちよ
うだいす。

天正十九年十一月
徳川様當社深く御信仰なされられ、これより古神領十二町石
御高百五十石と御改め、すなわち御手元より御墨印一通ちよ
うだいす。

右先規のごとくこれを寄付せしむ。この旨を守り、
いよいよ武運長久の精誠にぬきんず、ことに
祭祀をもっぱらにすべきの状、くだんのごとし。

天正十九辛卯十一月日 大納言源朝臣御墨印

天正二十壬辰年二月、當社領御取り締まりのため御禁制高札
相立て
候につき、境内構え堀新規掘割り、横口二間ほか、土揚げ場
一間通り
差し除き置き、その内へこれを構え堀る。
ただし高札場所は構え堀の外
東の角、定杭の内へこれを建て置くものなり。

天正二十壬辰年八月、徳川大納言様當社御祈願あらせられ、
これにより御太刀一振り御寄進、すなわち

御太刀御銘左に。

大納言源家康、武運長久、持すは今度唐入り

早速凱陣、丹精の旨趣、よつてくだんのごとし。

上総國市原郡八幡宮奉寄進者也

天正二十年壬辰八月十八日

使者 本多弥八郎正純

右御太刀並御内陣御鍵

銀塗 平井和泉守打者也

大納言源家康、武運長久、持すは今度唐入り
早速凱陣、丹精の旨趣、よつてくだんのごとし。
上総國市原郡八幡宮、寄進奉るものなり。
天正二十年壬辰八月十八日

使者 本多弥八郎正純

右御太刀ならびに御内陣の御鍵

銀冶工 平井和泉守打つものなり

慶長十八年乙亥八月本多上野介殿へ当境内間數書之趣、
其文尤尔

八幡宮境内宗間地書上之更

西方海表通南北之構堀之内延百九十七間

但堀巾貳間外土揚場壹間除百丈

東裏通南隅北之構堀之内延貳百貳拾間

北之方妻通東之隅西海邊延七十六間

南之方妻通南之隅西海邊延立拾五間半

慶長十八年巳(丑)八月本多上野介殿へ当境内間數書のこと
その文左に。

八幡宮境内宗(總)間(檢)地書き上げのこと

一西の方海表通り南より北の構え堀の内まで百九十四間、

ただし堀幅二間、外に土揚げ場一間除これあり。

一東裏通り南の隅より北の構え堀の内まで二百二十間

一北の方妻通り東の隅より西海邊まで七十六間

一南の方妻通り南の隅より西海邊まで五十五間半

御本社中通東西一鳥居延九十五間

當社前通海面巾貳百間戌の方見通汐干櫛立除地

各壹間六尺五寸間也

右之通先規有未 少御座候以上

上総國市原庄八幡郷

慶長十八年八月

神主譽田大内藏亮判

御役人中

本多上野介様

御役人中

八幡宮境内之内、御三侯へ御藏造立につき藏屋敷に貸
地の分

間地、堅(たて)九十間、横十九間

本多佐渡守

本多上野介 三給地頭方へ貸地なり

慶長十九甲寅年五月

右三給地頭方御藏造立未内御藏米運送新規澤(みお)掘

地所當社表海面御除地之内別紙証文とおり取り決め、
地所當社表海面御除地之内別紙證文と取扱其文於

辯借地證文差上帳

八幡宮見通
御除地

上巾口 拾貳間 四百拾間

地底尻

岸南北

同東西

三十間

拾八間

山岸南北 同東西

此度御運送零地書面之通辯借申處實正也右爲冥加金壹兩宛年々相納可申候右爲向後證文差上申候以上

慶長十九甲寅年五月

村役人惣代
善六印
利兵衛印
羽右衛門印
善左衛門印

八幡宮
御役所

同
運送藏地守
善六印
利兵衛印
羽右衛門印
善左衛門印

右證文取り置き、御除地の内貸地致し候こと。
申し候。以上

右證文取り置き、御除地致し候こと。

辯借地証文差し上げ帳

八幡宮見通
御除地

上巾口 八間 十二間

地底尻

岸南北

同東西

三十間

十八間

山岸南北 同東西

このたび御運送零（みお）地、書面のとおり辯借申すところ実正なり、右冥加金として一両ずつ年々相納め申すべく候、右向後のため証文差し上げ

慶長十九甲寅年五月

村役人惣代
善六印
利兵衛印
羽右衛門印
善左衛門印

八幡宮
御役所

同
運送藏地守
善六印
利兵衛印
羽右衛門印
善左衛門印

右證文取り置き、御除地の内貸地致し候こと。

右證文取り置き、御除地致し候こと。

23

東照宮止奉祝崇御神祭於神前祭事

幣帛手御祓御神樂音樂奏御膳神酒等種々

奉獻 猶元和三丁巳年四月十七日御神忌祭祀執行前向模奉齋毎年祭祀可令執行夏

徳川様二代君

徳川様二代君
征夷大將軍源朝臣秀忠公 御判物如先規被下置候
御文左に

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内
百廿拾夏仕去天正十九年十一月日先判
之旨永不可有相違之狀如件

元和三年五月十日御判物

元和九年亥年八月

右大臣源朝臣秀忠公

征夷將軍源朝臣家光公

24

東照宮止奉祝崇御神祭於神前祭事

幣帛手御祓御神樂音樂奏御膳神酒等種々

奉獻 猶元和三丁巳年四月十七日御神忌祭祀執行前向模奉齋毎年祭祀可令執行夏

徳川様二代君

徳川様二代君
征夷大將軍源朝臣秀忠公 御判物先規のとく下し置かれ候、
御文左に

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内
百五十石のこと、去る天正十九年十一月日先判
の旨に任せ、永く相違あるべからずの状、くだんのとし

元和三年五月十一日 御判物

元和九年亥年八月

右大臣源朝臣秀忠公

征夷將軍源朝臣家光公

兩御所御上洛被爲成依之於當社尔七日之間

天下泰平武運長久國家安全之祈願抽丹誠音樂奉

御神供種々物奉備候

兩御所御上洛なされられ、これにより當社において七日の間
天下泰平、武運長久、國家安全の祈願、丹精にぬきんで
音楽、
御神供え奉り、種々の物を備え奉り候。

寛永三丙寅年九月

右府公 大政大臣余被爲成依之於當社七日之間
天下泰平武運長久之旨抽丹誠奉祝詞種々之物献奉
音樂令祈願者也

寛永三丙寅年九月

右府公 太政大臣になし遊ばされ御転任、これにより當社七
日之間
天下泰平、武運長久の旨丹精にぬきんで祝詞奉り、種々の物
献じ、
御神供え奉り、種々の物を備え奉り候。

寛永五戊辰年四月、征夷大將軍源朝臣家光公、
日光御社參成されられ、これにより當社三日之間、武運長久、
御路中
御安泰の旨祝詞奉り、祈願執り行い致すものなり。
寛永十一年七月、左大臣様御上洛、これより當社において七
日之間、
天下泰平、武運長久、御路中御安泰の旨、祝詞奉り、丹精に
ぬきんで
御神供え、種々の物を備え奉り、音樂を奏で候こと。

寛永十一年七月

尤大臣様御上洛依之於當社七日之間
天下泰平武運長久御路中御安泰之旨奉祝詞抽丹誠
御神供種々物奉備音樂奉候夏

寛永十三子年正月

大樹君日光御社參被爲成當社三日

武運長久御路中御安泰之旨奉祝詞抽丹誠奉也

寛永十三子年正月

大樹君日光御社參成させられ、當社三か日、
武運長久、御路中御安泰の旨祈願奉り、丹精にぬきんずもの
なり。

一 德川様御三代

源朝臣家光公、如先規御判物被下置候御文左に。

八幡宮領上総國市原郡八幡郷之内

百立拾石之夏仕天正十九年正月元和三年
五月廿日兩先判之旨永不可有相違者可

抽國家泰平之精祈之狀如件

寛永十三年正月九日 御判物

寛永十七年辰四月

大樹君日光御社參被爲成依之當社三日之間

武運長久御路中御安泰之旨奉祝詞御神樂音樂奉也

御神供種々之物奉備令執行者也

大樹君日光御社參成させられ、これにより當社三か日之間、
武運長久、御路中御安泰の旨、祝詞奉り、御神樂、音樂を奏
で、御神供え、種々の物備え奉り執り行なわせしむものなり。

境内之内御地頭方江藏屋敷尔貸地之分尤尔

永井豊前守殿 藏地分 南より北江せ二間 東より西江十九間

永井式部少輔殿 同

南より北江せ二間 東より西江十九間

酒井兵部少輔殿 同

南より北江せ二間 東より西江十九間

堀三左衛門殿 同

南より北江せ二間 東より西江十九間

堀三左衛門殿 同

南より北江せ二間 東より西江十九間

酒井兵部少輔殿 同

南より北江せ二間 東より西江十九間

堀三左衛門殿 同

南より北江せ二間 東より西江十九間

善左衛門ヨリ納者也

寛永十九壬午年四月改也

寛永十九年四月

大樹君日光御社参被爲成先例之通於當社三日

武運長久御路中御安泰之旨奉幣帛祝詞執行抽丹誠

奉幣帛祝詞執行抽丹誠者也

右之通貸地致依之年々地代米壹俵貳斗藏善

善左衛門ヨリ納者也 寛永十九壬午年四月改也

右のとおり貸地致し、これにより年々地代として米一俵と二

斗ずつ、藏守

善左衛門より納るものなり。

寛永十九壬午年四月これを改める

寛永十九年四月

大樹君日光御社参成させられ、先例のとおり当社神前において

三日、

武運長久、御路中御安泰の旨、御膳、御神酒、種々の物備え

幣はく、祝詞執り行ない、丹精にぬきんずものなり。

大樹君日光御社參被爲成如先規三日

天下泰平、武運長久御路中御安泰之旨奉幣帛祝詞執行抽丹誠

種々之物乎備音樂奏候更

慶安元子年四月

大樹公日光御社參被爲成如先規三日

天下泰平、武運長久御路中御安泰之旨奉幣帛祝詞執行抽丹誠

種々之物乎備音樂奏候更

慶安元子年四月

大樹公日光御社參成させられ、先規のこととく三日、天下泰

平、武運長久、御道中御安泰の旨、神酒、御膳、神供

えを備え奉り、幣はく、祝詞、音樂を奏で、丹精にぬきんで執り行ないこれあるものなり。

大樹公日光御社參被爲成如先規三日

天下泰平、武運長久御路中御安泰之旨奉幣帛祝詞執行抽丹誠

種々之物乎備音樂奏候更

當領内之内御藏地尔貸地之分今度間地相改左

御四家地頭方藏守善左衛門より先例のとおり証文取り置き貸

地致候別其文尤尔

差し上げ申す証文のこと
八幡宮御領地の内中改め

八幡宮御領地之内中改

差上申證文更

南北拾九間
東西拾五間

永井豊前守藏地

南北拾九間
東西拾五間

酒井兵部少輔藏地

南北十一間
東西拾四間

酒井兵部少輔藏地

南北二拾間
東西拾三間

堀三左衛門藏地

南北二拾間
東西拾三間

堀三左衛門藏地

南北十九間、東西十五間
南北十九間、東西十三間
南北二十間、東西十四間
南北二十間、東西十三間

永井豊前守藏地
永井式部少輔藏地
酒井兵部少輔藏地
堀三左衛門藏地

このごとく貸地申すところ実正なり。右冥伽(みょうが)年
々米一俵と二斗
ずつ御神納仕ること。
御神役の儀は三月、八月兩度相勤め、平常御除のこと。
御地面御入用の節は明け渡し申すべく候。
前頭(あらわる)に相違ござなく候につき、差し上げ申す一
札くだんのごとし。

寛文元丑年十一月

右藏守 善左衛門印
立会人 長助印

御神役之儀者三月八月兩度相勤平常御除之事
御地面御入用之節者明渡可申事

宛御神納可仕事

前頭相違無御座申上申一札如件
石藏守 善左衛門印
主合人 長助印

寛文元丑年十二月

御神領
御代官所

御神役之儀者三月八月兩度相勤平常御除之事
御地面御入用之節者明渡可申事

宛御神納可仕事

御神領
御代官所

御神役之儀者三月八月兩度相勤平常御除之事
御地面御入用之節者明渡可申事

宛御神納可仕事

前頭相違無御座申上申一札如件
石藏守 善左衛門印
主合人 長助印

寛文元丑年十二月

御神領
御代官所

右書面之通此度間地相改貸地爲冥加ト年
米壹俵ト貳斗完藏守善左衛門より上納ス之
牛洗鉢奉寄進

上總國市原郡八幡住人各十三人

梅田猪兵衛 和田彦兵衛 田中立

石川七郎衛門 中村九良兵衛 田中長助

植草三良兵衛 伊藤甚左衛門 宮田惠兵衛

松原羽右衛門 真野兵左衛門 菊地市良左工門

宮田理兵衛

松原羽右衛門 真野兵左衛門 菊地市良左工門

右名前一同奉寄進者也

寛文二癸卯年四月

將軍源家綱公日光御社參被爲成依且當社先例之通
天下泰平武運長久御路中御安全の旨、三か日神供え、祝

天子泰平武運長久御路中御安全の旨、三か日神供え、祝

一 寛文二壬寅年九月、氏子左の名前の者祈願成就によりて右の
手水(ちょうづ)鉢寄進奉る。
上總國市原郡八幡住人おのの十三人なり
梅田猪兵衛 和田彦兵衛 田中五郎七
石川七郎衛門 中村九良兵衛 田中長助
植草三良兵衛 伊藤甚左衛門 宮田甚兵衛
松原羽右衛門 真野兵左衛門 菊地市良左工門
宮田理兵衛

一 寛文三癸卯年四月、將軍源家綱公日光御社參ならせられ、よ
りて当社先例のとおり

天下泰平、武運長久、御路中御安全の旨、三か日神供え、祝

詞執行無怠慢音樂奏者也

寛文四辰年永井豊前守殿當社御信仰被爲惑依更神

前向拝之御額當代之銘筆予以御寄進有之則額面尤

額表書

八幡宮 豊藏坊孝雄筆

奉寄進額 永井氏直頼 發頭神主姓市川氏
譽田齊宮藤原好房

寛文四年甲辰四月

洛陽住人二階堂新兵衛景秀割

八幡宮

裏書きに

奉寄進額 永井氏直頼 發頭神主姓市川氏

右之通書筆有之候夏

詞執り行ない怠慢なく音樂奏でるものなり。

り神

前向拝の御額當代の名筆をもって御寄進これあり。すなわち額面左に。

額表書

豊藏坊孝雄筆

八幡宮

豊藏坊孝雄筆

寛文四年甲辰四月 洛陽住人二階堂新兵衛景秀割

右のとおり書筆これあり候こと。

一德川大樹君四代君

征夷大將軍源朝臣家綱公、御判物先規のごとく下し置かれ候、

御文左に。

八幡宮領、上総國市原郡八幡郷之内

百五十石のこと、天正十九年十一月日、元和三年

五月十一日、寛永十三年十一月九日、先判の旨に任せ

百五十石事仕天正十九年十一月日元和三年
五月十一日寛永十三年十一月九日先判之旨

德川大樹四代君

征夷大將軍源朝臣家綱公御判物如先規被下置候御

久光

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内

百五十石事仕天正十九年十一月日元和三年

五月十一日寛永十三年十一月九日先判之旨

30

寛文立己年七月 神祇道之儀使 公儀諸神社立

被仰渡候御趣意書

定

永不可有相違者可抽國家安泰之懇
祈者也仍如狀

寛文立己年七月十日

御判

永く相違あるべからずのもの、國家安泰の懇
祈にぬきんづべしなり、よつてくだんのことし。

寛文五年七月十一日

御判

一寛文五巳年七月、神祇道の儀、公儀より諸神社へ

仰せ渡され候、御趣意書左に記す。

一諸社之神宜神主等專學神祇道所爲其崇敬之神
所爲、神體彌（いよいよ）これを知らせ存し有り来たる神事、祭礼
これ務むべし。向後怠慢せしむ者、
神職を取り放つべきこと。

一社家位階前々より伝奏をもつて昇進遂げる輩（やから）は
いよいよそのとおりなすべきこと。
一無住の社人、白張を着すべし。そのほかの装束は吉田許状
一神領一切売買べからずのこと。付（つけたり）入質物不可
着のこと。
一神社小破の時、その相應當に修理を加えべきこと。

可考者之事
神領一切不可賣買事 附不可入質物事

神社小破之時其相應當可加修理事

右之條々堅河守之若違犯之革於有之者隨科之
輕重可令汝汰者也

大和守

寛永年美濃守

豊後守

雅樂守

徳川大樹立代君

征夷大將軍源朝綱吉公

如先規御判物被下置候御文左尔

一徳川大樹五代君、征夷大將軍源朝臣綱吉公
先規のごとく御判物下し置かれ候、御文左に。

八幡宮領、上総國市原郡八幡郷之内

吉立拾石事仕天正十九年十一月日元和三年

五百五十石のこと、天正十九年十一月日、元和三年
五月十一日、寛永十三年十一月九日、寛文五年

七月十一日先判の旨に任せ、永く相違あるべからずのもの、
國家安泰の懇祈にぬきんづべしなり、くだんのことし。

貞享二年六月十一日

御判

國家安泰之懇祈之狀如件

貞享二年六月十一日

一貞享三丙寅年五月、當社殿隨犬（こまいぬ）一對、願主上総
國市原郡
八幡郡住人田中佐助、勢州安濃郡津八幡町住人川口
助兵衛兩人祈願成就によって報賽（ほうさい）として寄進奉
るものなり。

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内
吉立拾石事仕天正十九年十一月日元和三年
五月十一日寛永十三年十一月九日寛文五年
七月十一日先判之旨永不可有相違者可抽

助兵衛兩人祈願成就爾依至奉寄進者也

家々助力乎盡神納有之御金用當所住人田中長助

井三左衛門

一元禄四辛未年 八幡宮幣殿拝殿立直し新造立有之
堀飛彈守殿 大久保伊豆守殿御兩家御信仰有
依之為御造當料止御藏米御寄進被為舜美氏子大小之

家々助力乎盡神納有之御金用當所住人田中長助

井三左衛門

一元禄四辛未年、八幡宮幣殿、拝殿立て直し新造立これあり、
堀飛彈守殿、大久保伊豆守殿御兩家御信仰これあり、
これより御造當料として御藏米御寄進あらせられ、ならびに
氏子大小の
家々助力を尽くし神納これあり。御金用、当所住人田中長助、
杉井三左衛門。

一元禄七甲戌年六月十二日 楠原七良右衛門殿
當社御祈願によりて雄鳩千九十六羽神納、すなわち境内にお
いて生令修
行候こと。

一元禄八乙亥年六月十一日、當所住人杉井三左衛門當社
信仰によりて御影社再建、新造立寄進奉るものなり。

一元禄十丁丑年六月十一日、右同人心願成就によりて

八幡宮瑞垣（みずがき）再建、新造立寄進奉るものなり。

元禄十丁丑年六月十一日右同人心願成就爾依至
八幡宮瑞垣再建新造立奉寄進者也

付、神社怠慢なく掃除申し付くべきこと。

右の条々堅くこれを守り、もし違反のやからこれあるにおいて
は科（とが）の
軽重に隨（したがい）沙汰（さた）せしむものなり。

寛永（文）五年

大和守（久世広之）

美濃守（稻葉正則）

豊後守（阿部忠秋）

雅樂頭（酒井忠清）

一徳川大樹五代君、征夷大將軍源朝臣綱吉公

先規のごとく御判物下し置かれ候、御文左に。

八幡宮領、上総國市原郡八幡郷之内

五百五十石のこと、天正十九年十一月日元和三年
五月十一日、寛永十三年十一月九日、寛文五年

七月十一日先判の旨に任せ、永く相違あるべからずのもの、
國家安泰の懇祈にぬきんづべしなり、くだんのことし。

貞享二年六月十一日

御判

一貞享三丙寅年五月、當社殿隨犬（こまいぬ）一對、願主上総
國市原郡
八幡郡住人田中佐助、勢州安濃郡津八幡町住人川口
助兵衛兩人祈願成就によって報賽（ほうさい）として寄進奉
るものなり。

家々助力を尽くし神納これあり。御金用、當所住人田中長助、
杉井三左衛門。

一元禄七甲戌年六月十二日 楠原七良右衛門殿
當社御祈願によりて雄鳩千九十六羽神納、すなわち境内にお
いて生令修
行候こと。

一元禄八乙亥年六月十一日、當所住人杉井三左衛門當社
信仰によりて御影社再建、新造立寄進奉るものなり。

一元禄十丁丑年六月十一日、右同人心願成就によりて

八幡宮瑞垣（みずがき）再建、新造立寄進奉るものなり。

於豆齋奉幣帛祝詞神供種々之物備十六日追

三日音樂奉奏祭祀奉修行者也

徳川大樹八代君 征夷大將軍源吉宗公如先規
御判物被下置侯御文左尔

徳川大樹八代君 征夷大將軍源吉宗公如先規
御判物被下置侯御文左尔

34

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内

百五十石事依當家先判之例永不可有
相違者可抽國家安泰之懇祈之狀如僻

享保三年七月十日

御判

享保十三申年四月 大樹君日光御社參被爲成先
例之通常社三日間 宝祚宝位無動天下泰平武運長
久御路中御安泰之旨備神供種々之物奉幣帛祝詞御
神樂奏音樂令修行者也

(一) 享保十三申年四月、大樹君日光御社參なさせられ、先
例のとおり当社三か日間、宝祚宝位ゆるぎなく、天下泰平、
武運長久、御路中御安泰の旨、神供え種々の物備え、幣はく祝詞奉
り御
神樂音楽奏で修行せしむものなり。

享保三年七月十一日

御判

延享四年八月

徳川大樹九代君 征夷大將軍源朝臣家重公
如先規御判物被爲下置侯御文左尔

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内

百五十石事依當家先判之例永不可
有相違者可抽國家安泰之懇祈
之狀如僻

延享四年八月十日

御判

35

延享四年八月

徳川大樹九代君、征夷大將軍源朝臣家重公、
先規のごとく御判物下しおかれ候。御文左に

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内

百五十石のこと、当家先判の例によつて永く
相違あるべからずのもの、國家安泰の懇祈にぬきんすべく
の状、くだんのことし。

延享四年八月十一日

御判

36

(一) 宝暦十辰年十一月

御判物御改め仰せ出され候につき、御付屬所松平大和守殿
より御達しこれあり、すなわち御副書にて御掛かり奉行松平
和泉守殿、
戸田采女正殿御同座にて御改め相済み、写し書、目録ばかり
御請け
取りおき、御本紙は御席にて御返しなされ候こと。

(一) 宝暦十二年八月、徳川大樹十代君、征夷大將軍

宝暦十二年八月

徳川大樹十代君、征夷大將軍

35

宝暦十辰年十一月

御判物御改被仰出候付御附屬所松平大和守殿
ヨリ御達有之則御副書尔至御掛奉行松平和泉守殿
戸田采女正殿御同座尔至御改相済寫書目録計御請
取置御本紙者御席尔而御返被成候夏

徳川大樹十代君、征夷大將軍

一正徳五年四月十七日、東照宮一百年御神祭、当社
においてつつしみて幣はく、祝詞奉り、神供え種々の物備え、
十六日より十八日まで
三か日音樂を奏で祭祀修行奉るものなり。

源朝臣家治公如先規御判物被下置候御文左

36

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内
百立拾石事依當家先判之例永不可有
相違者可抽國家安泰之懇祈之狀如件

宝曆十二年八月十一日

御判

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内

百五十石のこと、当家先判の例によつて永く

相違あるべからずのもの、國家安泰の懇祈にぬきんすべく

の状、くだんのことし。

宝曆十二年八月十一日

御判

右はこれまで八幡宮御留書古來伝書これありところ、
その暦數百年を歴（へる）によつて紙面蟲（虫）腐り、文字多
く分かりがたきところあり、これによりいまこれを正し、社伝の
書記謹みて
これを写し、猶亦（なおまた）宝曆十二年の後記、このあとに
謹みて記すべし。

右者是追八幡宮御留書古來傳書有之攸
其暦數百年乎脣尙依^ミ紙面蟲久字多入
難分所有依之今正之社傳之書記謹而寫
之猶亦宝曆十二年之後記此后尙謹而可記